

内二も何村誰へ売渡候旨申出候者も有之、又ハ村名計申出売渡候者へ名前相分り兼候分も相見申候、委細ハ別冊ニ而御承知可被下候、且御扱下村々へ指出候売高書付、是又別紙之通御座候、右旁可得御意如斯御座候、以上

十二月廿七日

島村孫衛門

加藤孫三郎様

覚

一、 粳千三拾貳俵貳斗壹升

一、 米千貳百七拾貳石三斗八升

内 粳百三拾七俵
米四拾四石貳斗五升

是者油繩子村等へ売穀分合判手形不足ニ相見候分

右者、別高村々去卯十一月廿日より同十二月廿九日迄油繩子村等へ売穀分、前書之通御座候、以上

辰十二月

村々糺書付ハ略ス

(八九)

加藤孫三郎扱下

下土木内村

山横目

会沢儀之衛門

右之者寛政三亥年山横目申付候所致出精候ニ付、去ル辰年本米崎村兼帯庄屋申付候所、右村方ハ小人とも心得不宜候得とも、風義取直諸指銭も追々相減、其外大森・小目両村庄屋後見申付候所差引も行

(八九)

*指銭 さしせん。村入用(村の必要経費)に充てるため、村ごとに取り立てたもの。

*大森村 おおもり村(久慈郡)。石神組に属する。現常陸太田市大森町。風神山の南西麓に位置し、大理石(寒水石)を産する。

届、植拘掛申付候得とも存入厚ニ致出精候付、去ル亥年中一代苗字御免ニ相成候所、石神御陣屋相建候節ハ勿論、両度之御普請材木山取等より仕上ニ相成候迄数日立張致出精、川除御普請功者ニ而下組等ニ至迄御損益致勘弁、費無之様取扱、扱亦村々田方郷末水配候儀ハ、先年より心得居候者ニ而、世話も行届小検見御用をも数年相勤、万事御用向押張指支ニ不相成様心かけ、当巳年迄山横目十九ヶ年悉致出精候もの之由申出候趣も有之、件之通役儀致出精風義取直、抽丹誠候段奇特之至候、仍之別段之義を以一代帯刀御免被遊候条、尚更此上致出精候様可申渡者也

(九〇)

同人扱下

本米崎村

山横目

福地賀内

右之者寛政元酉年山横目申付候所、植立ハ勿論材木山取等ニ至ル迄費無之様致出精候付、去ル酉年より石神内宿村兼帯申付候所、右村ハ掛合等度々有之候得とも、風義取直度内存にて心ヲ用、其外御用向不厭遠近相弁候様致出精候付、去ル亥年一代苗字御免ニ相成候所、石神白方村御立山御払ニ相成候得ハ、相応之金高二相成候得とも、塩除ニ而伐取不相成候付、先年より続之土地松苗植立候得とも砂地ニ而根付不申候所、其場江生候苗を大切ニ取扱、申より戌迄三ヶ年ニ松苗五万八千本余仕立候付、新御^(下)御立山拾貳町歩程出来、其外村々江松苗拾八万本余植立候付、御山明地不残植塞石神御陣屋相建候節ハ勿論、両度之御普請材木山取等より仕上ニ相成候迄日々立張費無之様取扱、育子之儀も心ヲ用、極窮にて養育不行届もの江者致合力之儀も有之故、兼帯内宿村風義も追々取直未進等無之様相成、諸指銭等前々よりハ一ヶ年ニ金八九両宛も相減、当巳年迄兼帯庄屋九ヶ年、山横目廿一ヶ年抽出精候もの之由申出之趣も有之、件之通植立育子等之儀迄心ヲ用、風義ヲも取直、役儀出精いたし候段奇特之至候、依之別段之儀ヲ以一代帯刀御免被遊候条、尚又此上致出精候様可申渡者也

*小目村 おめ村(久慈郡)。石神組に属する。現常陸太田市小目町。風神山の南西部に位置し、岩城から太田への道筋。

*石神陣屋相建候 石神組陣屋は享和二年に石神外宿村の塚越という地に建てられた。面積千四百坪。

*川除御普請 かわよけごふしん。堤防などの水害防止施設をつくること。

*巧者 こうしや。物事に熟練していること。またその人。

(九〇)

*合力 ごうりき。力を合わせて助けること。金銭、物品を与えて助けること。

*未進 みしん。年貢など税を納めていないこと。

(九一)

同人扱下

友部村

山横目

八郎衛門

右之者、旧家之者ニ而代々庄屋役相勤候付、居村庄屋役申付廿八ヶ年、砂沢村兼帯十三ヶ年、山横目加役廿ヶ年相勤候所、御山植立手入ハ勿論、諸木苗実伏等多ク者持分之地江仕立置、山中郷谷合又者浜付村々江場所ヲ配、松杉植立追々御山ヲ茂植広、諸御普請手添ニ召仕候而も費無之、模通宜様心掛庄屋役申付候已来村内困窮を厭、年貢差替金無利足にて居村分金貳百兩余、砂沢村分金三拾兩余有之候所、多クハ捨ニ相成候由、往元勝手向相応之節ハ、大吟味方御用をも相勤、郷中為育子金拾兩指出、先年凶作之砌ハ村内極窮人江忝人ニ付、鏝尅貫文ツ、百拾八貫文、麦米拾俵余致合力、其外艱難之もの江ハ夫々ニ見継、村之掛り合等有之節ハ、遠郷迄相掛候得とも取扱も行届、三拾ヶ年余小検見御用ヲも相勤候付、追々御褒美等も被下置候所、打統昼夜御用向、尽心ヲ抽出精之由申出候趣も有之、件之通多年役義致出精、功勞も有之者ニ付、別段之儀を以、一代苗字麻上下着用御免被遊候条、尚又此上致出精候様可申渡もの也

(九二)

同人扱下

伊師本郷村

先庄屋

武次衛門

〔御褒美被下御達〕
(付札)

青銅三貫文

(九二)
*模通 もとおり。回(もとお)る
とも書く。思うように運ぶ。思うよ
うに自在に動く。

右之者親代迄ハ困窮ニ而、持高八石余之百姓ニ有之候所、夜中迄も田野ニ立張農業致出精、艱難之砌、子供六人致養育候得共出精故勝手向取直、高七拾石余取殖、次男別家ニ取立、組頭役十五ヶ年相勤候内、元庄屋新三郎後見申付、万端持切相勤、新三郎退役ニ付、後役十六ヶ年相勤候所、実直にて極窮人江ハ加憐愍、先年凶作之砌も鏝四拾貫文貸出、夫食等も致世話、小人とも江ハ作付手入致指図、村内一同不作無之様心ヲ用、持分之内永引ニ相立候場所、壱石余追々致開発立帰申受、一統為相厭倅とも江茂申付行届、何レも実貞ニ家業致出精、惣領義ハ当時庄屋役申付候所、彼是心ヲ添為致出精候由申出候趣も有之、件之通持高も取殖子供致養育、農業致出精候段寄特之至候、依之為御褒美青銅被下置候条、為取可申もの也

(九三)

同人扱下

小目村 百姓

伝之衛門

青銅三貫文

右之者、往元勝手相応ニ有之所、子供十壹人致出生、大勢之役介故及困窮候得とも、次男等兩人致分家、惣領共ニ者三軒取立、其外之ものとも夫々ニ縁付、大勢之子供致養育候由申出之趣も有之、件之通育子之儀存入宜、子とも大勢致養育候段寄特之至候、依之為御褒美青銅被下置候条、為取可申もの也

(九四)

以廻状得御意候、扱下土木内村御山横目会沢義之衛門等へ別紙之通被仰渡於拙者難有仕合奉存候、此段為御知得御意候条、乍御世話御順達可被下候、以上

二月

九郡宛

加藤孫三郎

(九二)

* 夫食 ぶじき。農民の食糧のこと。雑穀を意味することが多い。

* 指図 さしず。差図。物事の方法、順序、配置などを指示すること。

(九三)

* 厄介 やっかい。一家の当主の傍系親族でその扶助を受ける者。生家に寄食して相続者に養われる次男、三男。

外見習衆共

尚々、忠次郎殿二者御世話被成、御承知之儀ニハ候へ共、尚御留旁得御意候、以上

(九五)

介川村溜池大破ニ罷成候付、委細ハ去暮中奉伺候通、御普請仕候二者莫太之人足相懸、其上成就之程も難計奉存候間、潰ニ仕候外有御座間敷奉存候得共、若亦御普請仕、右溜池水懸リ候田方元之通、為仕付候儀ニ御座候へハ、彼岸入次第種粉水へひたし不申候而者不相成、来月三日より彼岸ニも罷成儀ニ御座候間、いつれ共近く御下知御座候様仕度旨、村かたより申出も有之候、於役所ニも指支申候間、早速御下知被下候様、仕度此段申上候、以上

正月

加藤孫三郎

(九六)

私妹、大河内玄圭妻ニ縁辺取組申度内談仕候、仍而此段相濟候様奉願上候、以上

正月

木内玄節

(九七)

扱下小目村木内玄節、御格式已前ニ養置候妹、此度大河内玄圭妻ニ縁辺取組申度旨願出候間、此段相濟候様於私奉願候、以上

二月

加藤孫三郎

(九八)

正月晦日仕出御用

一、島村鉄次郎指向直リ廻状忝通

一、上环村平蔵被盜品廻状忝通

一、扱下之者御慰勞之儀、仕出廻状忝通

三行、常葉組へ相廻候事

一、小目村木内玄節縁辺願、前留之通御奉行衆へ指出候事

一、長谷村庄屋吉衛門等指上金願御帰国留二有之通、右同断

一、野口友次郎居宅大破二付御普請願、右同断

一、介川村溜池御普請催促願前留之通、右同断

一、森新五郎御雇、為御知前留之通、御奉行衆・御目付方・吟味方へ指出候事

一、高貫村伴蔵押^{*}二相成候付、人別除之旨村方より申出候付、為知忝通別留之通、御目付方へ指出候事

一、扱下苗字帯刀御免之者、被仰渡書写、右同所へ指出候事

一、渡部源次衛門御休二相成候付、御書付前留之通、御目付方へ指出候事

一、当春御帰国二付、御用金調達高、別留之通、書付浜田組へ相廻候事

(九九)

石神白方村

百姓常衛門事

銀衛門

弟

栄太

右之者共前々致同居、鍛冶屋職分いたし相応ニ暮居候所、今以罷在候哉、相糺可申出旨御達ニ付、為相糺候所、当ても鍛冶職分致罷在候、弟栄太儀も去年中迄ハ致同居鍛冶職分致居候所、当春江戸黒鍬^{*}ニ罷登申候、仍而此段申出候、以上

^{*}押 押之者（おさえのもの）の略。農民から採用された警察の役目を帯びた者。郡奉行所の下役。

^{*}御用金 幕府、諸大名が国費不足のため、富豪町人、支配村方などに課した一種の公債。なかば強制的に割り当てられた。

(九九)

^{*}江戸黒鍬 えどくろくわ。江戸の水戸藩邸内の掃除や荷物などの運搬等の雑役に従う下級の役。

二月

御目付様中

加藤孫三郎

(100)

以書付致啓上候、然者 俊祥院様御通棺之節、支配勤日数未書出無之旨、早々書出候様御奉行衆より御達之事

一、油繩子村禪御藏御普請積り之儀、跡積り申出ハ、却而御入用相懸り候間、最初積り申出候通ニいたし土台御止礎ニ致候様、尤釘等ハ御普請方より給取候様、委細ハ御付札ニ有之旨、御用人衆より積り式冊、御下ニ相成候事

一、内田村庄三郎等刑当申渡書指出候所、御付札等ニ而赦有之所不相分候間、弥張最初伺之書付指出候様、御達ニ而御下ニ有之候間御廻申候、以上

二月朔日

藤助様

伴五郎様

(佐川)
与三郎

(大寺)
長三郎

(101)

*御焼物御用日棚土之儀、別紙之通申来候条、早々吟味方迄相廻候様、宜御取計可被成候、以上

二月朔日

藤田次郎左衛門様

中村与一左衛門

(101)

*焼物御用 水戸藩江戸小石川邸の後楽園で御手焼柴茶碗が製作されていたが、これに領内の陶土を用いることをいう。

*日棚土 ひたなつち。日棚村(現北茨城市中郷町日棚)字石打場より

(101)

日棚土拾俵

右、御焼物御用ニ御座候条、御国より早々上り候様御断候事

二月

御小納戸

(二〇二一)

以書付致啓上候、然者御扱下村々より田彦駅へ介郷村々、別紙之通ニ御座候、以上

枝川へ御扱下より介郷は無御座候、以上

(二〇三)

一、沢村元修^{*}一乗院世倅主計宰扶持代之儀、旧臘御頭様へ頭方より及御答置候振も御座候得共、度々寺社かたよりさいそく御座候間、否近々被仰聞候様いたし度奉存候、尤右者弁納割合御座候事存候間、沢村よりかけ合有之仕第^(必)相納候様、津田村へハ相達可申候間、右之御心得ニ而御存意も無御座候ハ、村方へ御達御座候様致度奉存候よし之段、可得御意如斯ニ御座候、以上

正月廿日

原雄助

小山田理平

長山作左衛門様 照沼伴五郎様

(二〇二二)

覚

外野村 大島村 いなた村^(船田) 沢村 下高場村^{*} 上高場村 高野村 足崎村^{*} 長砂村 メ九ヶ村
右扱下、田彦村へ御扱下より介郷村々前書之通御座候、以上

正月

常わ組

産出される青土・白土。焼物の土として質が良いとされている。

(二〇二一)

*枝川(村) えだがわ村(那珂郡)。常葉組に属する。現ひたちなか市枝川。水戸城下町と那珂川で相対し、宿駅として栄えた。

(二〇三)

*修験 しゅげん。修験道の行者。山野に露宿して金剛杖をつき、法螺を鳴らし、修行した山伏。

(二〇二二)

*外野村 そのの村(那珂郡)。石神組に属する。現ひたちなか市東石川。はしかべ付近。

(一〇四)

別紙写之通、介川宗衛門等江去ル廿五日被仰渡、於 拙者二難有仕合奉存候、御覽乍御世話御順達可被下候、以上

十二月廿八日

九郡宛

皆川弥六

尚々、忠次郎殿二而ハ旁御取扱とも二相成、御承知之儀御座候得とも尚又得御意候、以上

(一〇五)

一、

此度留附列被 召出、鶯子御郡方手附被仰付、米七石三人扶持被下候条、諸事念入可相勤者也

御奉行支配可為御郡奉行差引事

介川宗衛門

皆川弥六役所

御郡方手代

鹿志村弥介

佐久間胤左衛門

一、式百疋宛

右之もの御奉公無懈怠、郷村之儀何角心ヲ付数年出精相勤候由相聞候二付、為御褒美御金被下置候条、為取可申者也

(一〇六)

別紙写之通、関長衛門江去ル廿五日被仰渡、於 拙者二難有仕合二奉存候、此段為御知(得カ)為御意候条、乍御世話御覽御順達可被下候、以上

(一〇一一)

*稲田村(いなだ村) いなだ村(那珂郡)。石神組に属する。現ひたちなか市稲田。

*下高場村 しもたかば村(那珂郡)。石神組に属する。現ひたちなか市高場。

*足崎村 たらざき村(那珂郡)。石神組に属する。現ひたちなか市足崎。新川の右岸にある。

十二月廿八日

増子幸八郎

九郡宛

尚々、忠次郎殿へハ御世話とも罷成、御承知之義ニハ御座候得とも御留義相廻懸御目申候、以上

一、

関長衛門

此度留附列被召出、大子御郡方手付被仰付、米七石弍人扶持被下置候条、諸事念入相勤べきもの也

御奉行支配可為御郡奉行指引事

(一〇七)

以書付致啓達候、諏訪村介川徳衛門御役金方拝借金六拾両、河原子村常衛門等三人三ツ割ニ指出候振御扱被下候段、去年中被仰聞も有之候処、旧冬も不納ニ付三人のもの共へも申達候所、今以不相納扱々指支候事ニ御座候、仍而ハ早々相納候様、尚又御達被下早様片付候様御取扱可被下候、此段得御意度如是御座候、以上

正月廿九日

児玉蘭衛門

加藤孫三郎様

(一〇八)

御書附致拜見候、御扱下高貫寿福院浄瑠璃祭文興行之願、及御懸合ニ候所、御故障も無之旨被仰聞候付、濟口達之配府相添(符)、此間得御意候処、右浄瑠璃祭文ハ約速(束)達ニ付香具・輕業為致度旨、御聞及ひ被成候付、村方江ハ御指押御達被成候由、寿福院江も右之趣書加相達候様、旁被仰聞承知いたし候、則浄瑠璃祭文添、口達之配符へ香具・輕業等心得違為致間敷旨、屹卜相達候間、別封宜御仕出可被下候、御報旁如此御座候、以上

正月晦日

松本七郎衛門

加藤孫三郎様

(二〇九)

扱下内田村庄三郎等刑当申渡書御赦有之所、相分り兼候間、最初伺候書付指出候処、御達ニ付則指出入御覽候間、御留相濟候ハ、早速御下ケ可被下候、以上

二月

加藤孫三郎

(二一〇一)

以書付致啓違候、沢村一乗院倅主計父子追放被仰付跡及行弛、牢扶持代金壹兩壹分余出所無之付、二分ハ飯田村善藏院へ弁納被仰付候間、殘金ハ一乗院由緒津田村兵藏并額田村祐介・照沼村藤三郎三人江、常業役所へも申合弁納可申付旨、去暮中被仰聞候間、其節一ト通得御意候通、右院御年貢未進有之由ニ付、村方江申付為相糺候所、金四兩式分余未進ニ相成居、所持之畠方ハ荒地等にて致方も無之候間、什物ハ不殘善藏院へ引渡、右之外一乗院所持之諸道具何れも足り合ニ相成候、代鏝ニ相成候分ハ不相見候得共売払、牢扶持代并未進金鏝ハ、由緒共へ割配ニ申付候様致度旨、村方より願出候所、過分之未進不取扱、指置候儀者不念も有之付、村役人共へも割配可申付候へ共極窮者共ニ候故、不殘弁納ハ申付兼候間、由緒共へ申付候外無之候所、先書ニ被仰聞候外ニも縁者有之由、別紙之通村方より申出候間、御糺之上相違も無御座候ハ、割配為相極候節、沢村より一左右次第、善藏院ハ勿論、鴻巣村大京院倅刑部・野口村大住等御役所御支配之分も罷出、割合見届割配申請候様、御達置被下候様致度、此段旁得御意候、以上

二月六日

加藤孫三郎

松本七郎衛門様

猶々、沢村より指出候由緒、面付ハ御用相濟次第御返し可被下候、以上

(二一〇一)

*飯田村 いいた村(那珂郡)。常業組に属する。現那珂市飯田。村中央に大手街道があった。

*什物 じゅうもつ。代々伝わった宝。秘藏の宝物。ここでは寺で使われる備品も含めている。

*鴻巣村 こうのす村(那珂郡)。常業組に属する。現那珂市鴻巣。南北に南郷街道があった。

(一一〇一一)

沢村

一、一乗院聳

照沼村

名前相知不申候

一、同飯田村

善蔵院

是八一乗院跡兼職

一、同人倅

野口村神主

大住

是八同人従弟

一、門部^{*}村

正角院

是八大京院聳之倅

一、長砂村

名前相知不申候

是八右同断姪

右之通御糺ニ而書上申候、以上

文化六年

巳正月

一、同人妹聳

額田村

祐助

一、鴻巣村大京院倅

同居行部^(冊)

是八一乗院従弟

一、同人聳

沢村

七左衛門

是八右同断

一、高野村

和助

是八一乗院女房従弟

(一一〇一二)

^{*}門部村 かとべ村(那珂郡)。大里組に属する。現那珂市門部。久慈川下流右岸に位置する。

市郎衛門
庄屋
右村
与頭

五兵衛

同

宗助

同

忠次郎

(一一一一)

以書付致啓達候、太田御旅館場御普請御用御材木取之儀、別紙之通御用人衆より御達御座候所、松栗之儀ハ扱下ニ者更ニ無御座候間、其旨筋へ申出候様可致候所、至極御指急キ之旨御達も有之間、例之通御扱下より御納ニ相成候儀与存候間、手短ニ得御意候、尤筋へも其旨申出候へ共、もし栗木等御扱下ニ無御座候ハ、其旨宜御申出被下候様致度存候、右之段得御意度如斯御座候、以上

二月四日

入江忠八郎

加藤孫三郎様

(一一一二)

太田 御旅館御普請御用木材之儀、別紙之通御普請奉行申出候、尤至極御普請御指急キ有之候間、仍而右場所迄早々相廻候様、宜敷御執計可被成候、以上

正月晦日

岡部忠蔵

入江忠八郎様

(一一一三)

覚

一、松拾挺

長貳間

一、松四拾五挺

長貳間

一、松百八拾挺 長弍間 五寸角
一、松百挺 長弍間 四寸角

内三拾挺 三寸角 弍寸五分角
長九尺

一、松板弍百枚 巾九寸壹尺 一、松丸太七百五拾本 長九尺

長壹間 末口三寸

厚弍寸五分

一、杉六挺 長弍間 一、杉拾挺 長弍間

五寸角 四寸角

一、杉弍拾九挺 長弍間 一、杉板拾七枚 巾壹尺

三寸角 長壹間 厚三寸

一、栗壹挺 長八尺 一、栗弍挺 長弍間

五寸角 四寸角

一、栗丸太四拾本 長弍間

末口四寸

右、太田御旅館御普請御用、早々右御場所迄相廻候様、大里御断方御断被成可被下候、以上

正月

御普請方

(一一一)

二月五日仕出御用

一、沢村一乘院未進割之儀、前留之通寺社役松本七郎衛門方へ及挨拶候事

一、稲田村藤助等黒楸下り指紙六枚、御目付方へ指出候事

- 一、内田村藤三郎刑当申渡書留之俛、御留御用ニ御奉行衆へ指出候事
- 一、大沼村忠次・小木津村善三郎請状相成兼候旨、別留之通御目付方へ指出候事
- 一、石神白方村常衛門鍛冶職分致居候段、前留之通御目付方へ指出候事
- 一、御帰国ニ付御金方より去三月中請取候金鏹無之旨、別留之通大吟味方へ指出候事
- 一、岡部惣次衛門知行上り廻状壺通、八田へ相廻候事

(一一三)

御書付致拜見候、太田御旅館場御普請御用御材木取之儀、御用人衆より御断相廻候所、松栗ハ御扱下ニ無之付、其段御申出被成候へ共、御指急キ之事候間、扱下より納ニ可相成哉、手短ニ被仰聞候旨、致承知候所、是迄御扱下御普請ニ扱下より材木請出来候事ニも無之候間、若御用人衆より役所も御断相廻候ハ、其節申出候様可致候間、其御方より宜御申出可被成候、別而別紙ハ致返遣候、以上

二月

入江忠八郎様

加藤孫三郎

(一一四)

- 一、介川村溜池御普請之儀、別紙之通御達候事
- 一、額田村拝借、別紙之通御達候事
- 一、養老扶持被下候者名前等書出候儀、別紙之通吟味方より好有之事
- 一、享和二戌より去辰年迄、御立山御入用金書出之儀、別紙之通吟味方より好候事
- 一、小目村木内玄節妹縁辺願指出候所、御格式已前養女ニ致候儀ニ候ハ、何方より引取置候哉之境、委細申出候様願書御下ケ御達之事

右五行、受払方より頭書にて申来候事

(一一二)

*知行 ちぎょう。所領の支配を表す用語。本来、封建領主がその所領を實際に統治して年貢などを収納するという意味で、領知と同義であった。

(一一五)

加藤孫三郎江

金七拾兩

額田村

但、無利足当已より拾ケ年賦上納

右村方之儀者、馭場之上、御法事御用等多ク、相傷候段願候趣有之付、乍御時節柄も去冬中、被下金同様之拝借金百兩相濟候所、指当 御新葬・御法事等持切兼、右拝借金を以補候二付、此上之仕法等も難相成指支候由二而、又々年賦拝借金願之趣有之所、去冬中委細相達候通、夫金雜穀御救も相立居候所、件之拝借金相濟候上ハ、難相濟事二候へ共上納仕拔、尚又往々御救元相立度段申出候趣無扨相聞候付、誠二別段御了簡ヲ以願金高御差略^{*}之上、前書之通相濟候条、右ヲ以何れニも仕法相立、夫金^{*}三雜穀御救之分者当已より追々引上候様可被取扱事

(一一六)

加藤孫三郎へ

其扱下助川村溜池大破ニ付御普請之儀、去暮中伺之趣も有之候へ共、大人足相掛リ候事故、其向より相尋候由之処、過分之人足相掛候而も、耽与成就之程ハ難計由ニ咄たり田溜池ハ居置、往還溜池相潰右水掛り田、成ル丈ケ石高相減、畠ニ改替可被申候、扱又往還之儀ハ、是迄之仮道ニ而居置、此上普請相加、為致通行候様可被取扱事

(一一七)

石神御郡方扱下百姓、何之誰何ノ何月より養老扶持被下候旨、銘々御書出候事

享和二戌より去辰年迄、御立山植立御入用金并下草苜等日雇錢共、都而手形仕出請取候分書出候事

右式行、吟味方好之事

(一一五)

^{*}差略 さりやく。適当にとりはからうこと。あれこれ考えて、適切な処置をとること。考慮。配慮。

^{*}三雜穀 さんざつこく。三雜穀切返しのこと。水戸藩独特の租税で大豆・稗・荳の三雜穀に限り、畑千石につきそれぞれ五石、三石、一石二斗の割合で換金納させた。

(二一八一)

別紙写之通、蚕種紙御国製二限売買致、他所品御指留之儀御達御座候所、重二入用之御扱者、鷲子御郡下与相見候得共、右等遠郷迄行渡り指支無之様相成候儀二候ハ、故障も有之間敷や、殊二福島種紙之儀者、年二より直段高下も有之歟ニ及承候所、御国製之品余り高直等二有之候而ハ、面々好不申様罷成間敷物ニも無之候所、夫彼扱下村々ニ而ハ、蚕飼方多分有之候儀ニも無之候間、何れニ而も指支候事も無之様被存候へ共、皆様御存意も難計候間、先郷村触等指扣及御相談候条、御付札を以早速被仰聞候様致度存候、決着之所ハ追而又々可得御意候、且高料之煙筒御停止之儀も追而一同触出し、可然存候

右、早々御順達留りより月番役所へ御返し可被成候、以上

正月廿二日

小原忠次郎

岡野庄五郎様

入江忠八郎様

加藤孫三郎様

藤田次郎左衛門様

(二一八一)

御町奉行

御郡奉行中

*養蚕御引立之儀、右承知之通年々桑苗ヲも被下置、猶又先達而より向井町皆川屋吉衛門等へ蚕種紙製方申付置、御国産方改之内書裏印等を以、吟味之上為指所、至而相応ニ而飼方之者も追年相過達候付、近頃他所製之種紙御国中へ取弘候趣粗相聞候間、已来他所種御指留ニ相成候条、右裏印有之候御国製二限、売買致候様可被相達候

一、町在於店々煙管商売致候中ニも、彫刻等之細工を以高料之品有之、人々費ニ相成不可然事ニ候、

已来右等之品商売此上指留候条、御国製之品逆も右ニ順シ、常体之細工ハ格別彫刻等有之品、一円

(二一八一)

*蚕種紙 さんしゅがみ。産卵紙、産紙ともいう。蚕の蛾に卵を産み付けさせる紙。厚地の和紙を用いる。

*蚕飼方 こがいかた。蚕を飼う農家という。

*郷村触 ごうそんふれ。藩が主に領内郷村に定めた法令・命令を広く知らせた行為または公布された諸法度類のこと。

(二一八一)

*養蚕 ようさん。桑を栽培し、その桑の葉で蚕を飼い、繭をとること。

*町在 町(まち)と在(ざい)。在は町とはなれた土地、村。

*煙管 きせる。煙管とは管の一端に刻みタバコをつけて火をつけ、他

不致様相達候条、商人共下り品等仕入ハ勿論、御用而已ニ而諸人費ニ相成候品一切停止ニ申付候条、心得違之者無之様屹ト可被相達事

(一一九)

一、百疋

加藤孫三郎役所

御郡方手代

五藤市三郎

右者、去々卯年御借上ニ付、収納辻等之儀、懸リ申付為取扱候処、臨時之義、別而骨折致太儀候由相聞候付、為御褒美本文之通、被下置候条為取可申事

(一二〇)

以書付致啓達候、寺社分附山等材木願扱方之儀、先達而及御相談候通筋へ申出置候処、申出候通取計候様御達ニ付、御扱下寺社へ相触候間、宜御扱可被下候、尤触書宅通相廻候間、不足之分ハ乍御面倒御認足御触出被下度、此段旁得御意候、以上

二月四日

一瀬藤兵衛

加藤孫三郎様

(一二一)

於寺社境内諸木伐取候義ハ御朱印地たり共願之上ならてハ不相成 御国法ニ付先年より度々相触候所、今以心得違も有之、不調法至極ニ候条、以來ハ屹与相守心得違無之様可致候

一、都而願相済立木伐取候節ハ、右跡へ木数一倍増苗木植立候様、可被致候

但、立木伐取候砌、木懸リ出来候節ハ、其分御引上ニ相成候条、其旨可相心得候

端の吸口からその煙を吸う道具。

* 迎も とても。いかようにしても。とうてい。

(一二二)

* 御朱印地 ごしゅいんち。幕府からの朱印状によって領地が安堵された土地。主に寺社領の場合をいう。

* 不調法 ぶちようほう。不始末。行き届かないこと。過失。

一、公納有之候宮山等二而、稀ニハ是迄無願伐来候場所所有之候へ共、境内ハ勿論、都而寺社持分^(一)之於土地ニ立木伐取候義ハ、年貢地分^(二)附山たり共、一円願之上ならてハ不相成候条、其旨可被相心得候、以上

但、全ク境内ヲ離れ候分附山等、公納有之土地ニ而薪ニ用候分、雑木之小木ニ限り不及願伐取不苦候

前件之趣、得其意聊心得違無之様可被致候、以上

二月

郡奉行所

寺社奉行所

諸寺院中 諸修験中 諸祠官中

村々役人

本文之趣、御山横目并村役人一統相心得、別而心ヲ付万一不心得之面々有之趣於相聞ハ、先年相達置候通早速可申出候、以上

(一三三)

御書付致拜見候、村々用水御普請材木之儀ハ、他扱にても前々之振を以、伐取之筈御申合いたし候付、御扱下里野宮堰場等御普請之節、扱下より年々納来候所、此上役所より達不申候而ハ納兼候趣、幡村御山横目申候由之所、杉松之義ハ近頃高貫・田渡御立山共歩付方^(一)、其外諸々御用等にて伐出し、御手薄ニ相成候付、扱下堰場御普請御用迎も、猥ニ伐出不申候様相達置候、数所より指図之上為伐出候間、右之振ニ御服持致候事与存候、仍而雑木之儀ハ直ニ御申付ニ而も伐出候所、相達置可申候へ共、松杉之義ハ右之訳合ニ候間、御用之員数其時々役所へ御申越被下候様致度存候

(一三三)

*分附山 ぶんづけやま。分附は檢地帳などに記載された農民の名前の肩に「誰れ分」として地主名を記した持山。

(一三三)

*歩付方 ちがつけかた。歩は徒とも書く。乗物や馬に乗らず歩くこと。徒歩で行列の供奉などを勤めた下級武士をさす。歩付奉行のこと。

(一一三)

一、横堀村幸十身代金御催促之儀、被仰聞致承知候、近々為取訳候様可致候

一、磯崎村御鳥船之儀、去暮中及御懸合候所、如何御了簡被下候哉、何れ御用人衆へも申出候事二御座候間、早速御挨拶可被下候

右、件之御報かた／＼可得御意如此御座候、以上

二月十日

加藤孫三郎

入江忠八郎様

(一一四)

扱下長谷村庄屋吉衛門并高原村善十、指上金之儀申出候所、右ハ御報等有之可然哉、了簡振申上候様、願書御下ケ御達御座候所、兩人共初而 御下国之儀ヲ恐悦ニ奉存、是迄溜置候金子指上度由二而、外ニ望等有之儀共不相聞候得とも、若御心付被成下候御儀ニ御座候ハ、金穀等ニ無之、少分之品ニ御座候とも、歛鎌等之物なり共被下置候ハ、却而難有奉存可申哉、猶又宜御了簡被下置候様仕度奉存候、仍先申出とも指添此段申上候、以上

二月

加藤孫三郎

(一一五)

扱下丹奈村之儀ハ、承応年中迄手繩村と申来候所、及困窮願之上、当名ニ相改候所、其後追々困窮相募百姓数追々相減、随而田畑等も手余ニ罷成難渋仕候ニ付、村名悪敷故ニも可有之哉と愚昧之者とも一同相心得、元之手繩村と改号仕度旨委細別紙之通願申出候所、古名ニ立帰候儀ニも御座候間、御故障も無御座候ハ、村方願之通改名為仕度、願書指添此段奉伺候、以上

二月

加藤孫三郎

(一一三)

*身代金 みのしろきん。人身の売買や担保による質入れのときに、代償として支払われるもの。永久または一定期間労働に従事させた。年季明けになると元金は返され解放された。

*磯崎村 いそざき村（那珂郡）。大里組に属する。現那珂市鹿島。天保年間、中岡村と合わせて鹿島村と称した。

*鳥船 とりぶね。幕府が城米回送のため民間船を徴用した船を取船というが、水戸藩では藩主の乗船のため新規に造船した船を鳥船といった。

(一一五)

*手余 てあまり。取り扱いきれないこと。ここでは農民の離村、放棄によつて手不足のため田畑が耕作されないこと。

乍恐以書附奉願上候事

一、当村之義、承応年中迄手繩村ト申来候間、其節百姓家数三拾六軒ニ而、諸々人馬役御用相勤申候者三拾人余御座候所、折節病難相続キ困窮仕候間、此段奉願上候而、丹奈村ト改名仕候所、将又困窮ニ及取続キ、可申手段も無御座候間、御救等奉願上、年々御拜借等申請相凌候間、小人とも江も得ト申成丈ケ兼約仕候得とも、村立不取直連々困窮相募リ凌兼申候上、打続キ不作故、去暮之義者何レニも取扱行届キ兼難渋仕、御上納等仕候得ハ、当春より飯米等ニも指支申候者、数多御座候間、無扱身売人相過シ、当年他村江諸人馬役相勤申候者拾五人御座候へとも、諸職人身売人等相除候得者此上御用等相勤リ兼、村役人我々とも、取扱行届キ兼可申ト奉存候、当時迄之通り百姓軒数連々相減申候へ者、田畠等茂随而手余リ同様ニ相成リ、難渋至極ニ奉存候ニ付、小人一同改名之願イ申出茂度々御座候へとも、重キ儀奉存候而、当年迄指扣申候得とも、極窮ニ及申候故、無扱此度小人一同奉願上候間、御慈悲之御儀を以往古之通、手繩村ト婦名仕度奉存候間、何卒 御仁慮御慈悲之御了簡以、前年手繩村ト改名被 仰付被下置候ハ、我々共申上ニ不及小人一同偏ニ難有仕合ニ奉存候、依而如件

文化六年巳二月

丹奈村

庄屋

要右衛門印

組頭

伝三郎印

御郡御奉行所様上

私儀、前書両名之内、改名仕度奉存候間、相濟候様奉願上候、以上

二月

長山半大夫

伊兵衛

(二二七一一)

扱下助川村郷士長山半大夫改名之儀、別紙之通申出候間、相濟候様於私奉願候、以上

二月

加藤孫三郎

(二二八)

覚

永引之外

那珂郡

○高五千六百九拾五石八斗壹升貳合

拾四ヶ村

是者、奥州海道駅場沢村介郷、堤村・杉村・横堀村・稲田村・上高場村・下高場村・外野村・大島村・足崎村・高野村・須和間村・船場村・船石川村・照沼村分

右同断

同郡

○高七百三拾五石五斗貳升四合

長砂ヶ村

是者右同断、田彦村介郷、長砂村分

右同断

同郡

○高四千六百四拾九石六斗壹升

七ヶ村

是者右同断、石神外宿村介郷、本米崎村・石神内宿村・亀下村・石神豊岡村・石神白方村・村松西方村・村松東方村分

(二二八)

*杉村 すぎ村(那珂郡)。石神組に属する。現那珂市杉。棚倉街道上町通が村の西側を縦貫する。杉苗を栽培し、山村地帯へ供給していた。

*石神外宿村 いしがみとじゆく村(那珂郡)石神組に属する。現東海村石神外宿。久慈川右岸にある。水戸藩の石神組陣屋が置かれ、岩城相馬街道の宿駅として栄えた。

*石神豊岡村 いしがみとよおか村(那珂郡)。石神組に属する。現東海村豊岡。北は久慈川、東は太平洋を臨む。

右同断

久慈郡

○高七千五百六拾九石九斗五升六合

拾五ヶ村

是者右同断、田中々村・大橋村介郷、茂宮村・児島村・留村・竹瓦村・釈迦堂村・堅磐村・上土木内村・沢目村・内田村・小沢村・幡村・岡田村・丹奈村・落合村・高貫村分

(一一八)
*大橋村 おおはし村(久慈郡)。石神組に属する。現日立市大和田町。久慈川下流の左岸低地に位置し、南を茂宮川が東流し、岩城相馬街道が通る。

右同断

同郡

○高六千二百六拾四石四斗六升壹合

八ヶ村

是者右同断、森山村・大沼村介郷、久慈村・南高野村・石名坂村・大森村・瀬谷村・真弓村・亀作村・小目村分

*岡田村 おかだ村(久慈郡)。石神組に属する。現常陸太田市岡田町。大田村より石名坂を経て、多賀郡に入る道筋にあたる。

永引なし

多賀郡

○高五百四拾六石四斗四升五合

水来ヶ村(本)

是者右同断、森山村・大沼村介郷、水木村分

*落合村 おちあい村(久慈郡)。石神組に属する。現常陸太田市落合町。久慈川に支流里川が流入する地点に位置する。笠間から浜方への道筋にあたる。

永引之外

同郡

○高四千四拾六石四斗壹升六合

五ヶ村

是者右同断、下孫村介郷、油繩子村・諏訪村・大久保村・金沢村・河原字村分

*石名坂村 いしなざか村(久慈郡)。石神組に属する。現日立市石名坂町。南側を岩城相馬街道が通る。

右同断

同郡

○高貳千二百八拾九石七斗七合

三ヶ村

是者右同断、介川村介郷、宮田村・会瀬村・成沢村分

*金沢村 かねさわ村(多賀郡)。石神組に属する。現日立市金沢町付近。ほぼ中央を岩城相馬街道が通る。農作物のほか黒寒水石・砥石などの鉱物がある。

右同断

同郡

○高式千七百拾六石式斗八升六合

四ヶ村

是者右同断、田尻村・小木津村介郷、川尻村・折笠村・砂沢村・滑川村分

右同断

同郡

○高三千六百九拾壹石式斗四合

五ヶ村

是者右同断、伊師町村介郷、山部村・友部村・伊師本郷村・伊師浜村・石滝村分

○永引高七石六斗三升

那珂郡

拾四ヶ村

砂置・川欠・道代・江代・白打等之分

是者、奥州海道駅場沢村介郷、堤村・杉村・横堀村・稲田村・上高場村・下高場村・外野村・大島村・足崎村・高野村・須和間村・船場村・船石川村・照沼村分

○永引高九斗七升壹合

同郡

此代川欠等之分

壹ヶ村

田彦村介郷、長砂村分

○永引高三百拾五石五斗九升九合

同郡

七ヶ村

わけ

○式拾石

諸寺院へ除被下候分

(二二八)

*山部村 やまべ村(多賀郡)。石神組に属する。現日立市十王町山部。多賀山地丘陵上に位置し、杉原紙が製造され、岩ヶ作からは黒炭石を産した。

*伊師本郷村 いしほんごう村(多賀郡)。石神組に属する。現日立市十王町伊師本郷。多賀山地東麓に位置し、北と東は伊師町村。

○ 式百九拾五石五斗九升九合 川欠・石河原・江代・道代等之分^{*}
是者右同断、石神外宿村介郷、本米崎村・石神内宿村・亀下村^{*}・石神豊岡村・石神白方村・村松西方村・村松東方村分

○ 永引高百式拾五石九升九合

久慈郡

拾五ヶ村

わけ

○ 八斗七升五合

諸寺院江除被下候分

○ 式斗九升四合

船頭給分

○ 百式拾三石九斗三升

川欠・石河原・江代・道代等之分

是者、田中々村・大橋村介郷、茂宮村^{*}・児島村・留村・竹瓦村・釈迦堂村・堅磐村^{*}・上土木内村・沢目村・内田村・小沢村・幡村・岡田村・丹奈村・落合村・高貫村分

○ 永引高三拾三石式斗九升壹合

同郡

わけ

八ヶ村

○ 三石式斗壹升

船頭給分

○ 三拾石式斗九升八合

川欠・石河原・江代・道代等之分

是者右同断、森山村・大沼村介郷、久慈村・南高野村・石名坂村・大森村・瀬谷村・真弓村・亀作村・小目村分

○ 永引高拾九石九斗五升四合

多賀郡

わけ

五ヶ村

○ 六升

御用地分

○ 九斗九升七合

諸寺院へ除被下候分

(二二八)

*川欠 かわかけ。河川が決壊して田畑が押し流され復旧する見込みがない農地をいう。川欠田畑は年貢賦課の対象から免除された。

*石河原 いしがわら。石のころがつている河原。ここから洪水の被害により田に砂利が入り耕作ができなくなることをいう。

*江代 えしろ。用水とするため田畑をつぶした部分。

*道代 みちしろ。道路をつけるためにつぶれる田畑部分をいう。

*亀下村 かめした村(那珂郡)。石神組に属する。現東海村亀下。久慈川右岸の台地上に位置する。初め、久慈郡だったが、江戸後期久慈川の大水害の際の水路変更に伴い、右岸に移動したことにより、那珂郡に入る。

*茂宮村 もみや村(久慈郡)。石神組に属する。現日立市茂宮町。久慈川下流左岸に位置し、北を岩城相馬街道が通る。

○ 拾八石八斗九升七合

川欠・石河原・江代・道代等之分

是者右同断、下孫村介郷、油繩子村・諏訪村・大久保村・金沢村・河原分子村分

○ 永引高五石七拾石八升（マ）壹合

同郡

わけ

三ヶ村

九升三合

御用地分

○ 壹石八斗壹升壹合

諸寺院へ除被下候分

○ 三石八斗壹合

川欠・石河原・江代・道代等之分

是者右同断、介川村介郷、宮田村・会瀬村・成沢村分

○ 永引高四拾貳石三斗九升六合

同郡

わけ

四ヶ村

○ 壹石六斗八升

御用地分

○ 四拾石七斗壹升六合

川欠・石河原・江代・道代等之分

是者右同断、田尻村・小木津村介郷、川尻村・折笠村・砂沢村・滑川村分

○ 永引高九拾九石五斗八升六合

同郡

五ヶ村

川欠・石河原・江代・道代等之分

是者右同断、伊師町村介郷、友部村・山部村・伊師本郷村・伊師浜村・石瀧村分

扱下往還駅場助郷村々高辻永引、前書之通二御（座）ざ候間、宜御取調御指出可被下候、以上

二月

加藤孫三郎

小原忠次郎様

(二二八)

*上土木内村 かみどぎうち村（久慈郡）。石神組に属する。現常陸太田市上土木内町。久慈川の左岸に位置する。石神から太田への道筋で、額田を経て海岸への道もある。

(二二九)

一、鏝壱貫五百文

額田村

御山横目

左内

此者、御通棺之節、宿割御用并御法事中ハ御郡方会所江相詰、拝聴人指引等相勤、其外御材木取等諸御用、御通棺前日より数日別而大儀仕候者ニ御座候

一、鏝壱貫五百文ツ、

同村

庄屋

市十郎

同

藤兵衛

此者共、御通棺之節、市十郎儀ハ御迎ニ罷出、藤兵衛儀ハ御先御案内仕、御法事中ハ拝聴人指引御賄方御用、其外御郡方諸御用 御通棺前日より数日別而大儀仕候者御座候

一、鏝壱貫五百文

同村

組頭

甚衛門

此者、御通棺之節より御法事中迄、打続夜具諸道具寄物掛り申付、昼夜別而骨折大儀仕候者ニ御座候

一、鏝壱貫五百文ツ、

同村

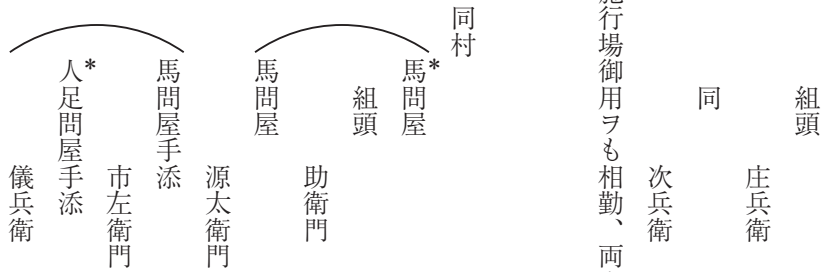
此者共、御通棺之節より御法事打続、宿割掛り申付、次兵衛儀ハ御施行場御用ヲも相勤、兩人共
 数日別而骨折大儀仕候者御ざ候

一、鏝壹貫文ツ、

一、鏝五百文ツ、

此者共、両問屋へ相詰、御通棺前日より御法事迄別而骨折候ものニ御座候

一、鏝壹貫文



同村
 組頭

(一一九)

*馬問屋・人足問屋 問屋場ではふ
 つう、宿駅の人馬継立を行ったが、
 水戸藩の葬儀など大規模通行の場合
 には、臨時に人足と馬の継立を別々
 の問屋場で行った。

此者、御通棺御法事中迄、馬問屋へ相詰(目視カ)数大儀仕候ものニ御座候

伊兵衛

一、鏝壹貫文ツ、

同村

組頭

栄蔵

同

善四郎

此兩人、御通棺御法事之節共、御賄会所江諸御用等相勤栄蔵儀ハ、御通棺之節人足問屋前へも相詰、善四郎儀ハ御法事之節、同所へ罷出数日大儀仕候者ニ御座候

一、鏝五百文

同村

組頭

弥兵衛

此者、御通棺之節、御本陣*御用并御法事向山御賄方御用相勤、数日大儀仕候者ニ御座候

一、鏝五百文

同村

組頭

小兵衛

此者、御通棺之節、船渡御用并御法事中ハ、向山御賄方御用相勤、数日大儀仕候者ニ御座候

一、鏝五百文

同村

組頭

(二二九)

*本陣 ほんじん。街道の宿場に置かれた参勤交代の大名など、主に貴人の旅館。

此者、御通棺之節、御先御案内御用御法事中ハ、向山御賄方会所江相詰諸御用相勤、数日大儀仕候者ニ御座候

兵次兵衛

一、鏝五百文ツ、

同村

嘉四郎

富吉

与一郎

利十

吉十

此者共、御通棺より御法事中迄、村々寄物手添数日詰切相勤、大儀仕候者ニ御座候

一、鏝五百文ツ、

同村

嘉十

惣吉

此兩人、向山御法事之節、寺内寄物掛り数日詰切相勤、大儀仕候者ニ御座候

一、鏝五百文ツ、

同村

佐七

兵吉

林蔵

此者共、御通棺御法事中共、人足間屋前江罷出指引相勤候内、別而心ヲ用大儀仕候者ニ御座候

一、鏝五百文

同村

此者、御通棺御法事之節共、宿割手添相勤大儀仕候者ニ御座候

音十

一、鑑五百文

同村

清兵衛

此者、^{*}引接寺御本陣御修覆之節より御旅棺之節も右御場所江相詰、大儀仕候者ニ御座候

(二一九)

一、鑑五百文

同村

七兵衛

此者ハ、御通棺御法事之節共、船渡御用御施行場御用等相勤、大義仕候者ニ御座候

^{*}引接寺 いんじょうじ。額田南郷の浄土宗の寺。光圀が元禄九年心岸寺を箕村（現常陸太田市）に移した跡へ、向山の浄鑑院常福寺の末寺として創立した。

一、鑑壹貫文ツ、

同村

茂兵衛

利兵衛

左七

左兵衛

此者共、御通棺之節より御法事中迄、御賄会所江相詰、諸御用相勤左兵衛儀ハ御通棺之節、会所宿相勤別而大儀仕候者ニ御座候

^{*}施行場 せぎょうば。施行は仏語で布施の行、ほどこしを行うこと。僧侶や乞食などに物をほどこし与えること。葬式や法事で酒や握り飯、餅などをふるまう場所。

一、鑑五百文

同村

吉三郎

此者、御法事御賄御用向山方丈付、手馴之者ニ而前々より相勤、御賄方取扱ニ相成候而も名前ヲ以右之者呼出召仕、別而大儀仕候者ニ御座候

一、鑑五百文

向山村*

鑑三百文ツ、

庄屋

栄次郎

組頭

定衛門

同

伊衛門

此者共、御法事之節、居村宿割案内御用、向山御賄方御用等数日、大儀仕候者ニ御座候

右ハ去十一月中

俊祥院様 御通棺并御法事之節、支配指出為取扱候所、右之者共へ手添申付候得共存入宜、数日別而骨折大儀仕候者ニ御座候、尤右等御用之節ハ、他村より指働御座候役人共招呼召仕候所、左候得ハ、別而村方傷ニも罷成候間、村方ニ而持切人数ヲも相減為相勤、別而大儀仕候間、別段之御了簡ヲ以御褒美被下置候様仕度奉願候、以上

巳二月

加藤孫三郎

(二三〇)

覚

十一月四日より同七日迄

調役

一、日数四日

武田伴衛門

是ハ 御通棺之節、額田村江相詰諸御用相勤申候

十一月十三日より同廿日迄

(二二九)

*向山村 むこうやま村(那珂郡)。石神組に属する。現那珂市。岩城相馬街道が村の東端を通る。

*宿割 やどわり。宿泊する人をいくつかの宿に分けて割り当てること。

一、同八日

是ハ御法事中、向山山内会所江相詰諸御用相勤申候

同人

十一月朔日より同九日迄

手附

一、同九日

是ハ 御通棺之節、額田村江相詰宿割人馬割等諸御用相勤申候

市村仁衛門

十一月十三日より同廿一日迄

一、同九日

是ハ御法事之節、額田村江相詰、右同断

同人

十一月五日より同九日迄

調役

一、同五日

是ハ 御通棺之節、額田村於御休棺場ニ

小松崎伴介

御連枝様方御付使者等御賄御用元取相勤申候

十一月十二日より同十七日迄

一、同六日

是ハ御法事之節額田村へ相詰、御連枝様方御使者等御賄御用元取相勤申候

同人

十月廿日より十一月十日迄

原市大夫

一、同廿日

是ハ 御通棺ニ付、前日より額田村へ相詰 御本陣御手入御普請其外宿割人馬割等諸御用相勤申候

(一三〇)

*御連枝様 ごれんしさま。御三家の分家をいい、ここでは水戸分家の高松・守山・府中・宍戸の松平家を指す。

十一月十一日より同廿一日迄

同人

一、同十一日

是ハ御法事之節、宿割人馬割等諸御用相勤申候

十一月二日より同廿二日迄^(マ)

清水嘉衛門

一、同八日

是ハ 御通棺之節、額田村於御休棺場ニ 御連枝様方御付使者等御賄御用相勤申候

十一月十一日より同廿二日迄

同人

一、同十二日

是ハ御法事之節、額田村江相詰 御連枝様方御使者等御賄御用相勤申候

十一月六日より同七日迄

一、日数二日

五藤市三郎

是ハ 御通棺之節、御道筋御案内為仕候

十一月九日より同廿五日迄

一、同十七日

同人

是ハ御法事ニ付、村々宛物御用相勤申候

十一月五日同七日迄

一、同三日

安島政衛門

(一三〇)

*宛物(御用) あてももの。宛てるには物がある目的用途に使う、充当するという意があり、この場合、村から道具を調達することをいう。

是ハ 御通棺之節、額田村引接寺 御本陣江相詰諸御用相勤申候

十一月九日より同廿二日迄

一、同十四日

同人

是ハ 御法事之節、向山会所江相詰拝聴人指引等諸御用相勤申候

十一月二日より同十日迄

一、同九日

寺門八五郎

是ハ 御通棺之節、村々宛物御用相勤申候

十一月十一日より同廿日迄

一、同十日

同人

是ハ 御法事之節向山会所江相詰、拝聴人指引等諸御用相勤申候

十月廿五日より十一月十日迄

一、同十五日

広瀬十左衛門

是ハ 御通棺之節、額田村船渡御普請并宿割・人馬割等御用相勤申候

十一月十一日より同廿一日迄

一、同十一日

同人

是ハ御法事之節、宿割・人馬割御施行場取計等御用相勤申候

十一月四日より同九日迄

一、同六日

蓮田藤介

是ハ 御通棺之節、額田村於御休棺場ニ 御連枝様方御付使者等御賄御用相勤申候

十一月十七日より同廿二日迄

一、同六日

同人

是ハ 御法事之節、額田村江相詰、 御連枝様方御使者等御賄御用相勤申候

十一月十一日より同十八日迄

一、同八日

長山作左衛門

是ハ御法事之節、額田村江相詰、 御連枝様方御使者等御賄御用相勤申候

十一月十六日より同廿一日迄

一、同六日

清水茂三郎

是ハ右同断

十一月五日より同八日迄

一、同四日

桑名宗兵衛

是ハ 御通棺之節、向山御日屋場立合并額田村舟渡御用人馬割等相勤申候

十一月五日より同八日迄

一、同四日

照沼伴五郎

是ハ 御通棺之節、額田村引接寺御休棺ニ付、右御場所江相詰諸御用相勤申候

(一三〇)

* 向山御日屋場 むこうやまおひやは。日屋は火屋の意で霊屋のこと。霊屋は葬送の前にしばらく遺骸をおさめておく場所。向山常福寺にて遺骸を一時保管しておく所をいう。

十一月五日より同九日迄

御雇

一、同五日

森新五郎

是ハ 御通棺之節、額田村於御休棺場ニ 御連枝様方御付使者等御賄御用相勤申候

十一月十二日より廿一日迄

一、同十日

同人

是ハ御法事之節、額田村江相詰、御連枝様方御使者御賄御用相勤申候

右去十一月中

俊祥院様御通棺之節并御法事中、相勤候支配姓名・日数等前書之通ニ御座候、尤此度ハ郷士并外役所より相雇為相勤候者無御座候、以上

巳二月

加藤孫三郎

(一三二)

二月十日仕出御用

一、額田村拝借相済候別紙、御奉行衆へ致返上候事

一、長谷村吉衛門等冥加金指上度旨、別留之通御奉行衆へ指出候事

一、田中々村与頭庄衛門等右同断、願右同断

一、丹奈村名改度旨願前留之通、右同断

一、下土木内村御山横目等御慰勞御達書返上致候事

一、右同断之儀、懇請取手形相廻候事

一、河原子村人足等病死ニ付、飢人御扶持稗引上為知尅通、吟味方へ指出候事

一、養老之もの名前書出シ好ニ付、春中御奉行衆へ申出候通相認、吟味方へ指出候事

(一三三)

*冥加金 (一七〇) 冥加を参照

*磯部村 いそべ村(久慈郡)。大里組に属する。現常陸太田市磯部町。

*御成 おなり。官家・撰家・將軍や藩主など貴人が外出することや訪ねてくることをいう尊敬語。

- 一、蚕種紙之儀、常葉組仕出廻状、小菅へ相廻候様遣候事
- 一、用水材木之儀ハ、他扱二而も最寄村々より指出候筈、大里より掛合二付、前留之通、忠八郎方へ及懸合候事

一、介川村次郎八酒道具磯部村へ売渡度旨、別留之通右同所へ及懸合候事

- 一、俊祥院様御新葬之節、額田村へ相詰候支配勤日数書出并村役人御心付申出共式通、前留之通御奉行衆へ申出候事

一、文公様北浜筋御成之節、御旅館に相勤候者被下金并人馬遣高等、別留之通御用人衆へ申出候事

一、長山半大夫改名之儀、前留之通御奉行衆へ指出候事

右、受払方へ相廻候事

(一三三)

額田村御制札、御手前札・切支丹札・忠孝札・毒薬札・捨馬札・人売買札・徒党札七枚出来候間、受取候様御目付方より達候由之事

一、御賄方納榎早速納候様、尤朔日・十五日ハ除候様掛合有之候事

一、辰年中九拾才已上之もの死亡之分書出候様、御奉行衆より御達候事

一、石神白方村銀衛門願書、先達而御廻候分御目付方指出候所、先達而相達候節ハ無之旨申出、其後

再応達之上、此度指出候へハ取扱之支配不念二候間、名前書付二而申出候様ニと達候事

一、渡辺源次衛門御休被仰付候付、亦書出指出候所、相果候月日も書出候様ニと申出相廻候間、御廻申候

右頭書にて、受払方より申来候事

(一三三)

*御制札 おせいさつ。幕府や各藩が禁止の事項や布告などを書いて、通行量の多い路傍や辻に立てさせた掲示。高札ともいう。

*御手前札 高札には公儀札と自分札があり、自分札をいい、自分法度(藩法)を公布した。

*切支丹札 きりしたんふだ。禁制の切支丹関係者を知っているものは訴えるようにと書いた制札。訴人に対する褒美が書かれており、天和二年五月に出された。

*忠孝札 忠孝を尽し、儉約を行い、家業に励み、盗賊・悪党ある場合は訴えるように書かれた制札。天和二年五月に出された。

*毒薬札 毒薬の売買や偽金造り、商品の買い占や職人の手間賃値上げなどを禁止し、年貢収納では金一両を寛永銭四貫文と定めた制札。天和二年五月に出された。

(二三三一一)

扱下大中村御山横目白石平兵衛与申者土蔵、去ル廿七日夜相破り別紙之品々被盜取候旨、訴申出候間、御扱下之質屋等致吟味候様、大御山守・御山横目等へよろしく御達可被下候、尚御申合いたし相尋候様、御奉行衆へも申出候事ニ御座候、御覽早々乍御世話御順達可被下候、以上

二月廿九日

岡野庄五郎

小宮山次郎衛門様

小原忠次郎様

入江忠八郎様

加藤孫三郎様

藤田次郎左衛門様

尚々、廻状式通ニ引訳得御意候、以上

(二三三一二)

覚

一、のしめちくさ綿入 小袖 式ツ

男物

うらちくさ衣紋丸之内花ひし

一、あさきむく

男物 壹ツ

一、飛嶋八丈 小袖

男物 壹ツ

うらちくさ衣

一、くろつむき綿入

男物 三ツ

うらちくさ衣紋丸之内花ひし

一、同裕

男物 壹ツ

うらちくさ衣紋丸之内花ひし

一、同裕羽織

式ツ

(二三三一三)

*捨馬札 捨馬を禁じ、捨てた場合は重い刑を言い渡すと書かれた制札。極月に出されたとある。

*人売買札 人身売買は禁止であるが、今後年季奉公の下男女を無年季の譜代の者として召抱える場合は相対で行うようにと記された制札。元禄十二年八月に出された。

*徒党札 百姓が大勢で願いごとのため徒党を結ぶことを禁じ、訴人に対する褒美を定めた制札。明和七年四月に出された。

*納槓 槓(まき)は薪のことをいい、燃料として藩に納めた。農民の農間稼ぎとして槓割が盛んに行われた。

(二三三一四)

*大中村 おおなか村(多賀郡)。小菅組に属する。現常陸太田市大町。里川の上流域に位置する。古くから小里郷の中心地として栄え、遺跡も多い。棚倉街道の宿駅。

内うら玉むしかひき

壱ツ

紋丸之内花ひし

うら紋八丈

壱ツ

一、水色麻かたひら

男物

弐ツ

紋丸之内花ひし

一、越後嶋麻かたひら

弐ツ

内 壱ツ 男物
壱ツ 女物

一、つむ（袖）き茶しま綿入

男物

壱ツ

うらちくさ衣

壱ツ

一、空色めち、み裕羽織

壱ツ

うらくろさや紋丸之内花ひし

一、くろ路 単羽織

壱ツ

紋丸之内花ひし

一、あさき衣半切ぢばん

壱ツ

一、くろしけ裕

男物

壱ツ

うらちくさ衣紋丸之内花ひし

一、茶小紋ちりめん単羽織

紋丸之内花ひし

壱ツ

一、もふる女小袖

*うらもみ

壱ツ

一、白 女小袖

壱ツ

一、ひちりめん小袖

壱ツ

うらもみ紋白凶二而稲穂ぬひ

(二三三―二)

*のしめ 紋所の名称で熨斗鮑（のしあわび）を圖案化したもの。方形の色紙を細長く六角形にひだをつけて折りたたみ、中に熨斗鮑（のしあわび）の細片を包んだもの。

*うらもみ 裏紅絹。裏地に紅絹（もみ）を使っていること。紅絹とは紅で無地に染めた絹布のこと。

一、さらしぢばん

三ツ

一、くろしめす帯地

壺本

一、四文銭七貫式百文

一、空色麻かたひら 男物

壺ツ

紋丸ノ内花ひし

メ廿九品

右、昨夜九ツ過頃盗人忍入、私土蔵之戸前ヲ焼破り候而、前書之品々被盜取申ニ付、所々相尋申候得とも、当時一切手掛り相見不申候、仍而此段御訴申上候、以上

巳正月廿八日

大中村

御山横目

白石平兵衛 印

(二三四一)

以廻状得御意候、朝鮮人來聘ニ付、御国役金御上納高別紙之通、大吟味中より相廻候、尤去年分ハ最早指替納ニ相成候間、当三月浮役之節納候様、当年之分ハ当十月納候様可致旨、年送り二者相成兼候由旁申聞候付、則左之通割合相廻申候間、御存意も無御座候ハ、宜御取扱可被成候、尤別紙ハ三拾五万石高二而本郷・新田之永引ヲ引、残高三拾式万石余にて百石ニ付、永式百文ツ、御上納ニ相成候へ共、割合之儀ハ当時之高へ割合之方可然と存候間、去辰年之本郷高之内永引ヲ引、全之高三拾六万石余ニ而割合申候所、右之通永引ヲ引候而も、御上納分之高よりハ三万六千石余浮高有之候ニ付、委細左之割合通り平均シ、百石ニ付永百八拾文程ニ相成、本渡御上納分よりハ、百石ニ付永式拾文程ツ、輕ク相成候間、其分ヲハ荒地分之上納ヲ弛メ方可然と、先達而次郎衛門殿杯御申合之趣も有之候付、於役所ハ本郷高之内村々荒地分ヲ除、残りへ本渡御上納通り永式百文ツ、相掛、若不足之分も出来候ハ、荒地分へも割合候様可致と存候、御相談之上御扱之荒地高取調候て、割合候へハ不同も無

(二三四一)

*朝鮮人來聘 朝鮮人來聘(らいへい)。朝鮮通信使のこと。(二三四一)
二) 朝鮮国通使を参照。

*浮高 うきだか。小物成の一つの浮役は郷帳には載せず知行の高にはしないが、高にするときは一貫文を高五石と換算する。

*本渡 本途のこと。本途物成の略。

之候得共、右之儀ハ御扱切之御取扱にて可然と存候故、永引計引候高二而割合申候事ニ御座候、且又別紙三拾五万石高之内式万式千石余之除高ハ、去々卯年之本郷・新田共之永引ニ有之、右之外書候永引ハ、去辰年之本郷分計之永引ニ御座候間、双方之永引高ハ突合不申候事ニ御座候、納手形振等大吟味方為問合、左ニ相廻申候間、早々御順達可被成候、以上

二月十二日

藤田次郎左衛門

岡野庄五郎様

増子幸八郎様

入江忠八郎様

加藤孫三郎様

別紙御上納高之分

三拾五万石之内永引式万式千石余引残

高三拾式万七千五百五拾石六斗四升壹合

此高役金六百五拾五両永百壹文式分八厘

但、百石ニ付永式百文ツ、

右之分当高之割合左之通

外壹万八千六百七拾壹石四斗八升七合、永引并御宮領・久昌寺領除

高三拾六万式百三拾九石六升六合

内三万六千式百三拾九石六升六合

御上納高へ指引浮高之分平均割ニ成

此金六百五拾五両永百壹文式分八厘

但、百石ニ付永百八拾文〇〇七六九

右之わり

石神組

外九百七拾七石式斗九升七合

田畠永引除ク

(一三四—二)

*御宮 水戸東照宮のこと。

*久昌寺 太田久昌寺(きゅうしようじ)。現常陸太田市新宿町。日蓮宗で山の御寺と称す。光圀が生母久昌院靖定夫人の菩提のために建てた。

○高五万四千四百五石四斗七升
○此金九拾七兩永九百七拾貳文
外扱并別高分略ス

(二三四一一)

覚

金鏹何程

此金永何程

但、老兩二鏹六貫七百文、辰御立値段

右朝鮮^{*}国信使^{*}対州迄来聘ニ付、御領分国役金高掛にて去辰より申迄五ケ年賦ニ取立候内、去辰年扱下より取立候分相納申候、以上

年号月

姓名

右之通一郡切御役金方へ相納候筈之事

朝鮮信使対州迄来聘、水戸領国役金高

一、惣高三拾五万石

常州
野州

内高貳万貳千四百四拾九石三斗五升九合

村数五百九拾貳ヶ村

是者寺社領并前々より謂有之無役高除之

残高三拾貳万七千五百五拾石六斗四升壹合
此高役金六百五拾五兩永百壹文貳分八厘

此銀六匁八厘

但、村高百石ニ付永貳百文ツ、

(二三四一一)

^{*}朝鮮国信使 ちようせんこくしんし。朝鮮通信使。一五〜一九世紀、朝鮮国王が日本の武家政治主宰者に對して派遣した使節。江戸時代には慶長十二〜文化八年に合計して二二回朝鮮国王の使節が来日した。

^{*}対州 対馬国(つしまのくに)のこと。九州と朝鮮半島との中間に位置する。現長崎県上県郡・下県郡。対馬藩は日朝外交の実務を担うとともに、朝鮮貿易の独占を許された特異な藩として存続した。

^{*}両替 りようがえ。両替とは金銀と銭など、ある種の貨幣を他の貨幣と取り替えること。

両替金壹両二付六拾匁積*

但、^{*}後藤^{*}
常是 包

外

高式千式百六拾石六斗余

常州七郡 之内村数五拾壹ヶ村
野州壹郡

但、領知高之内、御朱印地寺社領之分

右者、此度朝鮮人対州迄就来聘、村高百石二付役金壹両ツ、可取立所、当辰より来ル申まで五ヶ年二割合可相納旨被 仰渡候付、当辰年分書面之通、領知村々より取立候、十月式日御代官恩田新八郎方へ相納申候、以上

水戸殿

大吟味役

文化五辰十月

^{*}田丸安之允
^{*}酒井市之允

御勘定所

(一三四一三)

今度朝鮮信使対州へ来聘二付、水戸殿領分国役金掛り無之御朱印地并寺社領除永引等之訳書出常陸国茨城郡百三拾七ヶ村之内
一、高七千九拾石壹升貳合

八百石

東照宮御社領并御祭礼免

内 六百七拾五石貳斗貳升八合

寺社除地

(一三四一一)

^{*}後藤包 ごとうづつみ。江戸幕府の御金改役であった金座後藤が包封した金包みをいう。年貢金・冥加金その他御金藏への諸納金は、すべて後藤包にして上納せねばならなかった。

^{*}常是包 じょうぜづつみ。銀座の中で銀吹所を勤めていた大黒常是ができた丁銀・小玉銀を包封したものをいう。幕府への上納銀は大黒常是が包封した常是包でなければならなかった。

^{*}田丸安之允 田丸稲之衛門直諒。水戸藩大吟味役。弘化三年十月九日、七三歳で死去。

^{*}酒井市之允 酒井喜昌。水戸藩大吟味役。酒井喜信の長男。嘉永五年七月二十三日、八〇歳で死去。

五千六百拾四石七斗八升四合

廢地并用地等都而永引

(一三四—三)

*廢地 はいち。用をなさない土地。

同国那珂郡百四拾貳ヶ村之内

一、高五千八百三拾壹石七斗五升九合

三百三石壹斗八升

寺社除地*

*除地 よけち。檢地帳などの記載から除かれた土地。領主の証文または由緒により、年貢・課役を課されていない土地。のぞきち。

内

五千五百貳拾八石五斗七升九合

前同断永引

同国多賀郡七拾六ヶ村之内

一、高千七百六拾九石五斗三升貳合

七石九斗八合

寺社除地

内

千七百六拾壹石六斗貳升四合

前同断永引

同国鹿島郡七ヶ村之内

一、高三百三拾九石八升壹合

拾石五斗壹升四合

寺社除地

内

三百貳拾八石五斗六升七合

前同断永引

同国行方郡貳拾七ヶ村之内

一、高三百貳拾八石六斗六升七合

拾四石七斗五升貳合

寺社除地

内

三百拾三石九斗壹升五合

前同断永引

同国新治郡拾四ヶ村之内

一、高貳百貳石七斗三升四合

七石八斗五升六合

百九拾四石八斗七升八合

寺社除地

前同断永引

同国久慈郡百七拾壹ヶ村之内

一、高五千百七拾八石四斗三升四合

四百石菩提所稻木村久昌寺并同所三昧堂能化へ寄付

内 四百七拾五石貳斗八升

寺社除地

四千三百三石壹斗五升四合

前同断永引

下野国那須郡拾八ヶ村之内

一、高千七百九石壹斗四升

六石七斗五升壹合

寺社除地

内 千七百貳石三斗八升九合

前同断永引

高合貳万貳千四百四拾九石三斗五升九合

村数五百九拾貳ヶ村

八百石 東照宮御社領并御祭礼免

四百石 菩提所稻木村久昌寺并同所三昧堂能化へ寄付

内 千五百壹石四斗六升九合 寺社除地

壹万九千七百四拾七石八斗九升 廢地并用地等都而永引

右、此度役掛差除申候高辻小沢如斯二有之候

右之外、御朱印地寺社領之分

(二三四一三)

*稻木村 いなぎ村(久慈郡)。大里組に属する。現常陸太田市稻木町。源氏川の右岸に位置する。

*能化 のうけ。のうげともいう。一宗派の長老・学頭などの称。真言宗では一山の総主。また、寺院・宗派の指導者。とくにすぐれた僧をいう。

*東照宮 水戸東照宮。現水戸市宮町にある。祭神は徳川家康・頼房。元和元年、頼房が日光東照宮に倣つて創建した。

常陸国茨城郡拾ヶ村之内

一、高八百五石

寺社貳拾ヶ所

同国那珂郡拾壹ヶ村之内

一、高五百七拾三石

同拾七ヶ所

同国久慈郡拾六ヶ村之内

一、高五百拾五石六斗余

同貳拾三ヶ所

同国多賀郡八ヶ村之内

一、高貳百七拾石

同九ヶ所

同国新治郡貳ヶ村之内

一、高四拾石

寺貳ヶ所

同国行方郡貳ヶ村之内

一、高貳拾石

同貳ヶ所

下野国那須郡貳ヶ村之内

一、高三拾七石

寺社三ヶ所

高合貳千貳百六拾石六斗余

右之通ニ御座候、以上

村数五拾壹ヶ村

水戸殿

文化五年辰十月

大吟味役

田丸安之丞

酒井市之丞

御勘定所

(二三五一一)

覚

丸身付節なし

一、杉四挺 長杓丈貳尺

一、杉貳挺 成り四寸

三寸八分角

長杓丈七尺

巾三寸

一、杉杓挺 成り五寸四分

一、杉貳挺 長杓間半

長杓丈七尺

四寸角

下端四寸

一、杉板貳拾枚 巾八寸より杓尺

一、杉貳拾挺 長杓間

長杓間

四寸角

厚三寸

右、太田蓮花寺 御成座敷所御普請御用、早々右御場所へ相廻候様、石神御郡方へ御断被成可被下候、
以上

二月十二日

御普請方

右、御用人衆より相廻候由ニ而相廻候事

(一三五一一)

以書付致啓上候、太田村蓮華寺御普請御用材木之儀、御断別紙之通御用人衆より相廻候間、御廻申候
条、宜執扱可被成候、尤扱違ニ候間、若又大里取扱候品ニも御座候ハ、直ニ大里江御申合可被下候、
右之段得貴意度如斯御座候、以上

二月十二日

受弘方手代共

石神組

御手代様中

(一三三六)

覚

留村

亀下村

庄屋与一郎祖母

百姓利三郎母

ミツ

ます

助川村

田尻村

百姓弥十親

百姓銀四郎母

四郎平

いわ

石神内宿村

百姓清蔵親

百姓多衛門親

清左衛門

源次兵衛

右九拾才已上之もの、去辰年致病死候分、前書之通ニ御座候、仍而此段申上候、以上
二月
加藤孫三郎

(一三七)

(一三五一一)

*太田村 おおた村(久慈郡)。大里組に属する。現常陸太田市宮本町・中城町・栄町・東一ノ三町・金井町・埜町・木崎一町・木崎二町・内堀町・山下町・西一ノ三町・寿町。里川の低地と源氏川の谷に挟まれた台地に位置し、水戸と棚倉をつなぐ棚倉街道の駅所で、在郷町。領内北部の山間部の産物を集荷して水戸城下へ出荷する問屋場であった。

*蓮華寺 れんげじ。久慈郡太田村にあった寺。日蓮宗。山号は妙心山。水戸藩主頼房が生母お方の方(蓮華院)のために慶長十九年に建立。

小目村木内玄節妹縁辺願指出候所、御格式已前養女ニ致候ハ、何方より引取置候哉委細申上候様、御達御座候所、同村百姓彦左衛門与申者娘、去ル丑年中養妹ニ貫置候由申出候、仍而御下ケ候願書返上仕候、此段申上候、以上

二月

加藤孫三郎

(二三八一)

扱下石神白方村銀衛門糺申出不相届候付、取扱候支配名前申出候様可致旨、致承知候所、右者支配長山作左衛門与申者取扱候へ共、別紙之通、村方より申出候義ニ而、村役人共も是迄ハ不相弁罷在候趣、御座候間、右ニ而御聞濟御座候様致度此段申出候、以上

二月

加藤孫三郎

御目付様中

(二三八一)

乍恐以書付奉申上候事

一、当村常衛門与申者有之候ハ、相札書上候様、辰十月中被仰付候付、村内相札申候へ共、常衛門名前之者無御座候由奉書上候所、又々当正月中里ニ御糺御座候間得卜相札申候処、銀衛門儀烏帽子名ハ新蔵与申、其後十日計之間常衛門与改名仕候由、名開キも不仕内火難ニ逢申候付、又候銀衛門与改名仕候由申出ニ御座候付、当正月中其段御訴申候所、再応御糺御座候儀ヲ糺不行届候之段、当人ハ猶更村役人一同奉恐入候、仍而如件

文化六年

石神白方村

巳二月

庄屋

平左衛門

(二三八一)

*烏帽子名 えぼしな。実名のこと。
男子の元服に際して幼名を廃し、新たにつけた名前。その際、第三者を仮親の烏帽子親としてその名前の一字を名として与えられた。

御郡御奉行所様

与頭

四人

(二三九)

覚

金八拾七兩貳分鑿三貫六百六拾五文

是者亥より卯迄五ヶ年分

外二

金貳拾五兩

是者去辰前金請取候分、未勘定指出不申候付、本手形ニ相極不申候間、相分り兼候

右、石神御郡下村々御立山植立候松苗御買上代并下苺日雇錢等、御金方より相請取候分、御好候所、

亥より去辰年迄之分、件之通ニ御座候、以上

二月

石神御郡方

(二四〇)

太田御旅館場御普請御用木柄之儀、入江忠八郎方へ先達而委細相達候所、右扱下ニ松栗之類無之、指支候旨申出候、仍而ハ御自分扱下ニ、右木柄不有之由相聞候付、大里御郡方へ御問合候上、太田御旅館最寄村々より前書木数相廻候様御問合之上、宜御執計被成候様致度候、勿論御旅館御普請も至極御指急キ有之候条、其旨御心得早速木取出来相廻候様、旁宜御取計可被成候、以上

二月十四日

中村与一左衛門

加藤孫三郎様

(二三九)

*下苺日雇 御立山の下草を刈るため村から雇われた人足。

(一四一)

二月十五日仕出御用

- 一、養老之者去辰年中病死致候分、名前前留之通御奉行衆へ申出候事
 - 一、小目村木内玄節妹之儀、前留之通御奉行衆へ申出候事
 - 一、白方村銀衛門名違之儀、前留之通御目附方へ差出候事
 - 一、横堀村黒鍬金藏下り指紙壹枚、右同所へ指出候事
 - 一、御立山植立金御金方より請取候員数書付、吟味方へ前留之通指出候事
 - 一、五藤市三郎へ御褒美被下候、別紙御奉行衆へ致返上候事
 - 一、右同人御褒美手形仕出候事
 - 一、大中村平兵衛被盜品廻状紅葉へ遣候事
 - 一、芹^前返手形壹枚與御賄方へ返遣候事
 - 一、額田村御制札受取廻呉候様、申遣候事
- 右、受払方へ申遣ス

(一四二)

御書付致拜見候、太田御旅館場御普請御用木柄之儀、忠八郎方へ先達而御達御座候所、右扱下ニ松栗之類無之付申合、扱下より相廻候様可致旨承知仕候所、去十月中も山御寺三味堂御普請之節、扱下より御材木相廻候所、其砌委細申出候通、是迄数度之御普請ニも右役所にて持切候御普請之分迄、度々扱下より指出候様ニハ中々以行届兼、此上用^水御普請ニも御指支被成候半与奉存候へ共、此度之儀者寔ニ差懸り候御用と奉存候間、先扱下より申合相廻候様可致候、尤栗之儀ハ扱下ニも無御座候間、宜御了簡可被下候、且先達而も太田村蓮華寺御成座敷御普請御材木御断相廻候所、役所取扱之品ニ無御座候間、忠八郎方申合候処、是迎も木柄無之段、万一忠八郎より申上候共、右之分迄扱下より相廻候様ニハ旁以行届不申候間、其節ハ宜御了簡御座候様、致度奉存候、仍而此段得貴意度如斯御座候、以

(一四二)

* 見消の訂正文を文末に丸カッコで記す。

上(是以役所取扱之品ニハ無御座候得共、飛作申上候而ハ御用御指支ニも罷成候付、此分共先扱下より相廻候様可仕候得共、已来右御普請御用扱下より相廻候義者、御用捨被下候様、致度奉存候、此段得貴意度如是御座候、以上)

二月

加藤孫三郎

中村与一左衛門様

(二四二)

覚

一、人足八百六人

一、馬式百七拾六疋

是ハ去ル丑年

修成院様御新葬之御砌

御葬地御見立之節より

御通棺宵日迄人馬遣高

一、人足七百式拾八人

一、馬式百五十疋

是ハ去辰年

俊祥院様之御砌、右同断

指引メ 人足七拾八人
馬式十六疋 減

一、人足千四百六十七人

一、馬三百八拾式疋

是ハ

修成院様之御砌、御通棺御当日より瑞龍御葬穴翌日迄、右同断

一、人足千四百八拾八人

一、馬式百式拾三疋

是ハ

俊祥院様之御砌右同断

(二四三)

*修成院 六代水戸藩主治保正夫人、八千姫。一条准后道香の娘として京都に生まれる。七代藩主治紀の母。天明元年十一月十六日、三〇歳で死去。

*瑞龍(山) ずいりゆう(さん)。水戸藩主徳川家累代の墓所地。徳川光圀は寛文元年、藩祖頼房を葬るときにこの山を墓地と定めた。式は儒礼とし墳墓の形式を一定した。

指引× 人足貳拾壹人迄
馬百五拾九疋減ス

一、人足百六拾八人

一、馬八拾九疋

是ハ 修成院様之御砌 御通棺後より御法事宵日迄

右同断

一、人足貳百八拾三人

一、馬六拾五疋

是ハ 俊祥院様之御砌右同断

指引× 人足百拾五人過
馬貳拾四疋減

一、人足千三百八拾貳人

一、馬貳百八拾四疋

是ハ 修成院様之御砌御法事中御引払迄、右同断

一、人足千三百五拾貳人

一、馬貳百七拾三疋

是ハ 俊祥院様之御砌、右同断

指引× 人足三拾人
馬拾壹疋 減

惣指引× 人足貳拾八人過
馬貳百貳拾疋拾九疋減ス

外二

一、人足壹万百八拾壹人

是ハ 修成院様之御砌、向山御普請方御用人足

其外御通棺御法事之節諸役所并宿々内夫等之分

一、同七千百式拾三人

是ハ 俊祥院様之御砌、右同断

指引メ 三千五拾八人減ス

右 御新葬二付、額田村人馬指引大図、前書之通ニ御座候、以上

二月

加藤孫三郎

(二四四)

一、植立金当年より五ヶ年相済候旨、別紙之通り御達御座候間、御廻申候

一、折笠村友十所ニ罷在候押勇次妻御目付方人別ニ組入候間、村方人別除候様右役所より達候事

一、伊藤三郎兵衛殿於知行所幡村等四ヶ村竹木御証文御廻申候

右三行、受弘方より申来候事

(二四五)

以廻状得御意候、然者西野兵左衛門等、旧臘廿五日、別紙写之通被 仰出、於拙者難有仕合奉存候、

仍而此段為御知得御意候条、乍御世話御順達可被申候、以上

正月廿二日

白石又衛門

九郡宛

一、

西野兵左衛門

此度、留付列被 召出、八田御郡方手付被仰付、米七石弍人御扶持被下置候条、諸事念人可相勤者也

但、御奉行支配御郡奉行可為指引事

白石又衛門役所

御郡方手代収納掛り調役

鈴木嘉吉

一、
右之者、御奉公無懈怠勤筋存入宜、収納向者勿論万端心ヲ付、別而骨折相勤候由相聞候付、別段之御儀を以、米壱石御増被下置、御切米都合米八石二被遊候条、猶更精入相勤候様可申渡もの也

(二四六)

覚

一、幡村 一、下高場村 一、外野村 一、堤村

右伊藤三郎兵衛於知行所、竹木所望候条、見計可被指越候、以上

文化六年巳二月

加藤孫三郎殿

*評定所

(二四七一)

別紙写之通、今日御達有之候間相廻申候条、御覽御順達可被成候、以上

二月十五日

藤田次郎左衛門

(二四七一二)

着服等之儀、別紙之通御心得、其旨御同役中・見習中并指引中へも御達可被有之候、以上

二月十五日

*赤林八郎左衛門

*興津所左衛門

(二四六)

*評定所 ひようじようしよ。各藩内で、藩の重役たちが会議をして決するところ。水戸藩では水戸城中で重要な政務を評定し、裁判を行ったところで、毎月定例日に老中、奉行(若年寄)、諸奉行が参会した。

(二四七一)

*赤林八郎左衛門 赤林重興。水戸藩奉行(若年寄)。赤林好教の長男。嘉永二年三月二十日、七〇歳で死去。

*興津所左衛門 興津(おきつ)長門守克邁。水戸藩奉行(若年寄)。興津克昌の養子。実は岡部城之介以長の二男。弘化四年六月二十八日死去。

藤田次郎左衛門様

野中三五郎

一、席申合書取

近年御家中并在町共一統困窮之趣、被為及聞召、畢竟時節柄も可有之候得共、平日之儀少も奢ケ間敷儀有之候而ハ、尚更面々取統も如何と被為 思召候、御平生御側向之儀迄別而御手詰被遊、去年中より御内輪二而ハ御^船僉服御着用も被遊候趣、何とも恐入候御儀二候、右厚 思召も被為 在候付、我々儀も木綿ヲも着用申合候、右ニ付御役方ハ勿論、表方之面々も右思召之程奉承知、我々申合候趣ニ被致候而可然事と存候、一統木綿服と被 仰出候而ハ、却而指支も可有之と御定ニハ不被 出候、乍去一統ニも厚思召候処ハ相心得、^{*}仮令規式立候節たり共、綿服致着用不苦候間、当人ハ勿論妻子等衣服も、成丈ケ輕品為致着用、常々内外兼約專ニいたし、勝手取直 尊慮易被為 在候様被申合候儀、專要之事与存候、依申合之趣、心得ニ相達候

(二四七—三)

郷中御制服之儀、別紙之通り今日御達御座候所、右之儀ハ御町方江も同様ニ御達ニ相成候趣ニ御座候間、其段郷村触江も書入候ハ、百姓共氣請も宜可有之と存候間、右之段書入申触候方可然と致相談候事ニ御座候間、別紙一同御順達可被成候、以上

二月十五日

藤田二郎左衛門

小原忠次郎

岡野庄五郎様、入江忠八郎様、加藤孫三郎様

(二四八)

以廻状致啓達候、今日御呼出二付、御城へ出仕いたし候所、郷中^{*}服制等之儀、別紙両通之通御達御座

(二四七—一)

*在町 ざいまち。在郷町。農村における小都市集落のこと。本百姓が中心メンバーになり、地域の商品流通の中心地となすとともに、遠隔地商業の中心地としての機能をも果たすようになった。

*畢竟 ひつきょう。つまるところ。結局。

*奢ケ間敷 おごりがましく。身分に似合わぬ贅沢な、の意味。

*仮令 たとい。もし仮に。たとえば。

(二四七—三)

*制服 服制のこと。(二四八)参照。

(二四八)

*服制 ふくせい。衣服に関することを定めた制度、規則。

候間、則写相廻申候、尤右御達相背候もの過料員数等之儀、判談之上可伺出旨、御口達御座候間、此義ハ忠次郎殿へも御相談申、追而廻状ヲ以御相談可申存候へとも、此段得御意候、御順覽可被成候、以上

二月十五日

藤田次郎左衛門

岡野庄五郎様 小原忠次郎様

増子幸八郎様 入江忠八郎様 加藤孫三郎様

百姓共之内、追々勝手向及困究潰^(前)ニ至候ものも有之候所、畢竟近來奢^(修)移増過^(加)いたし、背御法美服を飾、右ニ準婚姻ニ付、結納之品分限不相応之衣類等取通シ、猶亦吉凶ニ付参会之義も料理等取繕、無益之費有之趣相聞不心得之至ニ候、仍而衣類之義も山横目・庄屋之義ハ頭立候役義をも相勤候ニ付、絹紬^{*}着用いたし候義ハ不苦外、百姓共之義ハ妻子等迄麻布・木綿之外一切御停止、襟帯ヲハ絹紬御免被遊候条、向後屹与相改諸事内外質素儉約を相守、音信・贈答并吉凶之節、参会之義も是亦奢ケ間敷義、一切可致無用候、万一心得之ものも於有之ハ、嚴重逐吟味過料成候旨義ニより曲事^{*}も申付、村役人之義も申付不行届候故を以、是亦過料申付候条、其旨相心得小人共迄銘々不洩様、可被相達候事但、衣服之義、此節より本文之通ニ相成候而ハ、指支も可有之候条追々心掛、当九月中より屹与相改可申候

郷中服制之義、別決^(前)之通相達候ニ付、山横目・庄屋之儀ハ絹紬致着用候義、不苦御定ニハ候得とも、上ニも格外之檢約被遊候ニ付衣服之義、年寄衆初一統御申合ニ而、平日ハ綿服被致着用候事ニ付、右之趣承知仕、山横目・庄屋之儀も御時節柄ヲ得卜存弁、綿服致着用可然候条、其旨可被相達候事

(二四九)

石神扱下村松村・石神白方村渡^{*}リ犬有之難儀之由ニ而、鉄砲ニ而打留申度候へ共、御鷹場之儀にて伺

(二四八)

*奢侈 しゃし。身分不相応なくらしをすること。度を越えたぜいたく。

*絹紬 きぬつむぎ。絹織物や紬糸の玉糸で織った平織の絹布。

*曲事 くせごと。法に背いた違法行為。

*年寄衆 としよりしゅう。水戸藩の老中で江戸で用人を支配し、常時、政務を執り行い、執政とも言われた。

(二四九)

*渡り犬 わたりいぬ。渡りとはある所へ移動すること、ある所へやってくるこの意で、住む場所を転々と変える犬のこと。野良犬。

出候趣も有之処、右ハ鉄砲ニ而打留不苦候条、其旨御達可被有之候、以上

興津所左衛門

二月十六日

松平権蔵様*

(二四九)

*松平権蔵 松平信岑。郡奉行見習。松平信惇の三男。安政四年八月二十八日、八七歳で死去。

(二五〇)

寛政二年戊十二月

一、

右拘り長倉村喜八・秋田村銀十

金沢村帳外*

幸介

(二五〇)

*帳外 ちようがい。またはちようはづれともいう。人別帳から外された者。追放刑に処せられた者、無宿と呼ばれた者などがこれに当たる。

寛政四年子六月

一、

喧嘩相手同村祐七

下君田村庄衛門一件拘り惣介・伴介

横川村持山新田

小平次男 幸吉

寛政七年卯六月

一、

右拘り河原子村出茂次衛門

宮田村

久次郎

寛政四年子閏二月

一、

右拘り同村林之衛門倅清三郎・同村喜衛門倅嘉七

右拘り之者共、如何被 仰付候哉

上高場村

庄四郎

右拘り之者共、刑当振之儀、早速申出候様、御目付方より達候由、受払方より申出事

(二五一一)

郷中隠れ萱手共多分有之所、太田村近郷四拾五ヶ村ニ而御国役相勤候萱手五拾壹式人有之、隠れ萱手八拾壹人有之候旨、別冊改書之通、萱手共吟味之上指出候所、以来之友吟味*友吟味といたし候得共、働方も横着無之、葺地堅仕可指上候間、御国役十日ニ付金壹分ツ、之分不動ものも、右同様之割を以相納候様仕度旨、別紙之通願出候由ニ而、御普請奉行中、申出とも御下ヶ御奉行衆より御懸御座候、然ル所萱手共未進鏝之儀ニ付候而ハ先達而も御懸有之、去正月中申出候振も御座候所、郷中萱手共之儀ハ御城下最寄者格別、遠郷等之ものハ農間之余力ニいたし、諸上納之足り合ニ茂致候事ニ候へハ、御国役不勤逆代納致候様ニ而者難儀も有之、勿論右之者共ハ、是迄も稗御藏、又ハ牢屋御普請等之節、農隙ヲ見合召仕候事ニ候へハ、御普請方御用不召仕逆、丸ニ通れ居候事ニも無之、殊ニ前々より大工・元山・木挽而已未進鏝指出、其余之職人共ハ都而未進鏝不差出御定ニ候へハ、今更新ニ課役申付候様ニ而ハ如何敷事之様存候へ共、此度ハ萱手共一統申合願出候振ニ候へハ、遠郷之者迄も御国役代相納候儀、勝手ニ可有之哉御扱下々御糺候上、御存意御付札ニ而被仰聞候様ニと存候、且又別紙改書之内ニ者素人萱手も可有之哉と存候へ共、夫彼大里・石神御扱下萱手共、連印ニ而願出候事ニ候へハ、右之者共も尚更御糺候上、御存意被仰聞候様ニと存候、御覽御順達留りより御返可被成候、以上

正月廿八日

小原忠次郎

九郡宛

(二五一二)

御國中隠萱手共多分御座候由之所、太田村近郷四拾五ヶ村ニ而、御国役相勤候萱手五拾壹式人御座候而、隠れ萱手八拾壹人御座候旨別冊改書之通、萱手共吟味仕指出、已来ハ隠れ萱手友吟味ニ仕奉指上、働キ方之横着不仕、葺地堅ク仕可奉指上候得共、御作料一日銀八分ツ、此鏝八九拾文ツ、米壹升

(二五一一)

*友吟味 ともぎんみ。共吟味とも。仲間同士で互いに調べあうこと。

*葺地堅仕 ふきじかためつかまつり。葺地とは屋根を葺く時、屋根瓦などの下地となるものをいう。萱手職人が屋根の葺き作業で屋根の葺き地をかためること。

被下置候へ共御城下へ罷出候得者、米壹升其日之飯料ニ仕払、御作料錢八九拾文ツ、戴候而ハ、妻子經營も不罷成候間、已後者萱手職人ニ付、御国役錢金壹分ツ、奉指上、又御作料も十日ニ付金壹分ツ、之割を以被下置候へハ、御城下御最寄之萱手御国役之外相勤候ハ、右御割合を以御作料被下置、遠郷之萱手共ハ金壹分ツ、御国役錢指上候迄にて、御免被下置候へ者、双方御救ニ罷成候間、以来者金壹分ツ、上納仕度旨、別紙願之通我々共迄申出候所、先達而御郡奉行衆御国役御免之願へ齟齬仕候へ共、此度者萱手共連印を以願出候へ者、得心之上奉願候間、御濟被下置候辻茂御故障無之様奉存候間、願書指添御下知奉窺候、来初春より家上御修覆多分御座候付、隠れ萱手一同呼出召仕、遠郷之者共ハ金壹分ツ、御郡方役所ニ而取立、大工未進鏝之通、役所へ相廻リ候様仕度奉存候、いつれにも来正月十日頃より萱手共召呼召仕候間、御判談相濟候様仕度、旁此段奉窺候、以上

十二月廿四日

御普請奉行共

(二五一一三)

乍恐以書付奉願上候事

一、先達而奉願上候通作料之儀ハ、日数十日相勤候ハ、金壹分被下置候様奉願上候、尤御国役不勤仕候者共右願上候通、十日金壹分之割を以、代納ニ御濟口被仰付候ハ、世話人之私共ハ不及申上、萱手職之者一同難有仕合奉存候

一、他国萱手職人大勢御領内へ入込渡世仕候趣、連印仕候萱手職人共より申出候間、左様御座候而ハ、我等共渡世ニ相障甚難洪仕候、依之御濟口ニ相成候ハ、他所職人より御国役為代金壹分ツ、乍恐御下知被仰付候而御取立奉願上候、尤御領内ニ於て当時御国役相勤候者共ハ、三百八九拾人位も御座候哉与奉存候、右等之儀ニ而八年々相減申候程も難計乍恐奉存候、尤是迄隠れ職人段々相糺候所、八九拾人も相加シ申候、依之願之通御濟口ニ相成候ハ、人別六百余人余ニも相成可申歟と乍恐奉存候

一、願書指上候儀ハ、職人一同願ニ付奉願上候、其内ニも追々職人せつき申出候間、早速御濟口奉願

(二五一一三)

*せつき せつく。急がせる。催促する。せつつく。

上候

一、願上之通、御濟口ニ相成候ハ、多賀・久慈・那珂御郡下之萱手職人改方并人別之儀ハ、太田村庄九郎方へ被仰付可被下候、并世話人之我々一同相糺、乍恐奉可申上候

右願上之通、早速御濟口被仰付被下置候ハ、萱手職分年毎ニ相過共出勢仕申候ハ、別而 御上

之諸御用向、乍恐相弁可奉申上候、何卒御仁恵之御儀を以早速御濟口奉願上候、尤左様相成候ハ、御目鑑を以五ヶ村・七ヶ村位ツ、へ世話役相立吟味可仕候、猶又世話役之者共へ者右村々之成棟梁被下置候様奉願上候、依而早速御濟口之程偏ニ奉願上候、仍如件

文化五年辰十月

- | | |
|-------|-------|
| 堤村 | 天神林村 |
| 要介 | 小三郎 |
| 幡村 | 石神外宿村 |
| 久次郎 | 利平次 |
| 豊岡村 | 金沢村 |
| 伝五兵衛 | 猶吉 |
| 下土木内村 | 東連寺村 |
| 幸七 | 太三郎 |
| 小目村 | 高貴村 |
| 紋次郎 | 清蔵 |
| 太田村 | *里野宮村 |
| 惣十 | 八郎衛門 |
| 本来崎村 | |
| 伊之衛門 | |

(二五一一三)

*目鑑 めがね。目鏡のこと。鏡は鑑と同じ読みであり、物の善悪、可否などを見抜くこと。目利き。鑑識。

*里野宮村 さとのみや村(久慈郡)。大里組に属する。現常陸太田市里野宮町。里川西岸に位置し、水戸より棚倉に至る街道沿いの村。

(二五一一四)

前件萱手共一同奉願上候通、早速御濟口被仰付候ハ、私共一同難有仕合奉存候、依如件

辰十月

太田村

庄九郎

御普請方御役所様

(二五一一五)

萱手隠れ職人改帳

太田村

増井村

白羽村

萱手佐十

伊惣十

紋二郎

茅根村

幡村

高貫村

長四郎

吉十

清蔵

利三郎

太郎

次兵衛

小目村

嘉吉

藤兵衛

庄衛門

幸吉

友十

真弓村

田中々村

半次

清十

八郎太

吉兵衛

釈迦堂村

茂宮村

本来崎村

文衛門

勘兵衛

三代十

藤三郎

祐吉

甚十

彦左衛門

亀下村

十三郎

石神内宿村

庄之衛門

竹瓦村

幸衛門

庄十

民蔵

豊岡村			
要吉	藤七		白方村
長十	村松村	佐市	
伊左衛門	三代十	弥一兵衛	
庄蔵	清介	五左衛門	
伊七	紋兵衛	石名坂村	
庄助	久慈村	民三郎	
紋十	直七	南高野村	
源蔵	大久保村	惣三郎	
児島村	繁十	庄吉	
伝五兵衛	助川村	杉村	
大沼村	弥十	多惣次	
銀十	祐助	堤村	
金沢村	幸四郎	要助	
弥市	内田村	小沢村	
十左衛門	儀七	長三郎	
甚五衛門	清左衛門		
河原子村	額田村		
三五郎	助十		
喜之衛門			
柰三郎			

右之者共隠れ萱手共相改指上申候、追々改次第名前可申上候、以上

文化五年辰十月

(二五二)

扱下伊師本郷村百姓清十土地二而、去秋中雁為御取二相成候儀二付、土地代并雁扶持之儀、委細去暮中及御懸合候処、今程如何御了簡被下候哉、御取扱相成兼候事二候ハ、其段御奉行衆へ可申出候へ共、御役所御取扱二而被下二も相成候事二御座候ハ、宜御取扱二致度此段又々及御催促候、以上

二月廿五日

加藤孫三郎

吟味役様中

(二五三)

覚

寛政十年より申迄三ヶ年分

一、人足三拾万六千三拾人

わけ

五万九千七百拾壹人

往来馭場御用之分

式拾三万九百式拾七人

御普請并村用其外諸御用之分

壹万五千三百九拾式人

御新葬并御法事御用之分

文化元子より同三寅迄三ヶ年分

一、人足三拾七万六千七人

わけ

八万七千七百三人

往来馭場御用之分

式拾三万三百人

御普請并村用其外諸御用之分

五万八千四人

御新葬并御法事御用之分

指引メ六万九千九百七拾七人過

寛政十年より同三申迄三ヶ年分

一、馬四万四千七百六拾四疋

わけ

貳万三千六百九疋

往来駄場御用之分

壹万九千七百拾疋

御普請并村用其外諸御用之分

千四百四拾五疋

御新葬并御法事御用之分

文化元子より同三寅迄三ヶ年分

一、馬五万五千五百四拾六疋

わけ

三万四千五百貳拾壹疋

往来駄場御用之分

壹万五千八百九拾八疋

御普請并村用其外諸御用之分

四千八百八拾七疋

御新葬并御法事御用之分

指引ノ壹万七百八拾貳疋

過

右扱下村々、寛政十午より同十二申迄三ヶ年并文化元子より同三寅迄三ヶ年、人馬遣ひ高指引大図、

前書之通ニ御座候、以上

二月

加藤孫三郎

右、朝比奈弥太郎殿御好ニ付、書出候事

(二五四)

覚

鏢五貫百五拾四文

此手形壹枚

右、支配手代 御城下諸御用罷出候節、木銭被下置候付、去辰年分請取手形仕出申候条、御裏判相濟候様、致度奉存候、尤此段吟味方へハ御断可被下候、以上

(二五四)

*木銭 きせん。木貨と同じ。旅人が米を持って宿に泊まり、薪代のみ支払った。

(二五五一)

乍恐以書付奉願上候事

石神内宿村

一、持高三石七斗九合

百姓仁左衛門 年六十二

内 田老石七斗八升八合
島老石九斗式升壹合

女房 梅 年五十三
子供 富三郎 年式十六

右之者前々より極窮ニ御座候所、仁左衛門義二十ヶ年余瘵質ニ而相煩、就中拾ヶ年程ハ床病人ニ罷成、倅儀ハ生得離支ニ而半身死身同様ニ御座候得ハ、農事猶更少々之小仕事も相成兼、親子共ニ夫食介ニも不至、女房老人之働中々以行届不申、田島等も悪所計ニ而、金子相添不申候而ハ貫人も無之場所計所持仕候ニ付難澁相募リ、女房奉公ニ罷出、御上納其外兩人役介仕罷在候得ハ、当六ヶ年已前病氣ニ付、無抛引込療治仕候へ共、快氣ニ随ひ離支ニ罷成、農事等更ニ罷成不申候、三人共ニ一度之給料之働も罷成兼御上納手当、殊ニハ夫食取続難澁仕候而已不成、居家等も暫手入も不仕、家上腐落更ニ無之、随而材木等朽果居住も罷成不申候ニ付繕等為仕度奉存候所、金式三分位にてハ出来兼候得共、由緒逆ハ老人も無御座候ニ付、村役人取扱御百姓為仕指置申候、乍去居家無之候而ハ相凌兼候ニ付、坪内持寄掘立九尺三間ニ為仕出来候得共、前文申上候通御座候得ハ、御上納辻年々不足之分ハ仕方ヲ以取扱、御未進等ハ無御座候所、旧冬より夫食一切無御座、親子三人とも散々罷出、行先何レニ相成候とも他參可仕旨、依而旧冬も村役人より夫食取扱続指置申候、又々当正月方迄ニハ給続申候得とも、度々儀難申出由相聞申候ニ付、猶又正月中旬ニ至リ鑿五百文相渡申候、壹ヶ年共數ニ候得ハ、御苦難之御義不奉願上候所、前書奉申上候通年合之者共此先幾年ニ罷成可申哉、村方難澁仕候、依之何卒御慈悲之御儀ヲ以飢人御扶持禱被下置候様奉願上候、ヶ様之御義奉申上候御時節柄恐入奉存候得共、是迄夫食取扱指置申候所、行々村役人逆も難澁仕候、乍去何れニも取扱ふり無御座候、猶又其俣ニ指

(二五五一)

*悪所 あくしょ。耕作に不向きな土地。天明期頃より悪所分には年貢率を下げた定免が適用された。

*坪内 つぼうち。村内を更に小さく区分けた地域。また、そこに住む人々のこと。

*掘立 ほったて。土台を設けないで直接に地面を掘り柱を立てて簡単な家を建てること。

*御上納辻 ごじょうのうつじ。上納すべき年貢の合計高。